

「国の財務書類」ガイドブック



令和2年1月
財務省主計局

内容

1. はじめに	1
(1) 我が国の会計制度の概要.....	1
(2) 財務書類作成に至る取組み.....	1
(3) 財務書類の特徴.....	3
2. 「国の財務書類」について.....	5
(1) 作成目的	5
(2) 体系	5
(3) 構成	6
(4) 作成方法	8
3. 「国の財務書類」の特徴 ～企業会計との違いを中心に～.....	10
(1) 貸借対照表	10
① 現金・預金の取扱い.....	10
② 有価証券の取扱い.....	13
③ 貸付金の取扱い.....	13
④ 国有財産（公共用財産を除く）の取扱い.....	14
⑤ 公共用財産の取扱い.....	14
⑥ 公共用財産に係る災害復旧費の取扱い.....	15
⑦ 公債の取扱い.....	17
⑧ 公的年金等の取扱い.....	19
⑨ 資産・負債差額.....	27
(2) 業務費用計算書.....	28
① 業務費用計算書に計上する費用.....	29
② 債務償還費の取扱い.....	29
(3) 資産・負債差額増減計算書.....	30
① 資産・負債差額増減計算書の計上項目.....	30
② 「財源」－「業務費用」＝当期純損失相当額の表示.....	31
(4) 区分別収支計算書.....	32
① 区分別収支計算書の区分.....	33
② 貸借対照表の「現金・預金」との連動.....	33
4. 「連結財務書類」の特徴.....	36
(1) 連結財務書類の作成目的.....	36
(2) 連結の考え方.....	36
(3) 連結の方法	36
(4) 連結財務書類の位置付け.....	36

5. 「政策別コスト情報」について.....	38
(1) 作成の目的等.....	38
(2) 政策別コスト情報の内容構成.....	39
① 政策にかかるコスト情報.....	40
② 政策にかかるストック情報.....	42
③ 参考情報	43
④ 附属書類（部局別等のコスト内訳）	44
(3) 「平成 30 年度政策別コスト情報」における各省庁政策評価項目一覧.....	45
6. 「個別事業のフルコスト情報の開示」について.....	49
(1) 経緯	49
(2) 「個別事業のフルコスト情報の開示」の取組みについて.....	50
① 「個別事業のフルコスト情報」の把握、開示.....	50
② 各事業の「単位当たりコスト情報」の提供.....	51
(3) 平成 30 年度 フルコスト算定事業・業務一覧（類型別）【全 76 件】	54

1. はじめに

(1) 我が国の会計制度の概要

我が国の財政活動の基本は、その活動に必要な財源を国民から税金等として徴収し、これを適正に配分することにあります。そのため、収入支出の判断を確実かつ健全に行うことが重要であることから、国の会計は、現金の授受の事実を重視する「現金主義」を採用しています。

また、予算編成にあたっては、一会計年度における一切の経費を歳出とし、一切の現金収入を歳入として両建てで計上する「総計予算主義」を採用し、予算の全貌が明らかとなるように、歳入歳出の差引計算は行わないこととしています。そして、予算は国会の議決による統制の下に置き、その執行結果を決算として事後的に国会へ報告しています。

このように、財政活動のコントロールを確実かつ健全に実施する必要から、現金の授受のもつ客観性、確定性に着目して国の会計制度が規定されています。

(2) 財務書類作成に至る取組み

一方、バブル崩壊後の我が国の財政状況が悪化するなか、財政構造改革を進める一環として、政府の財政状況をよりわかりやすく国民に説明すべきとの要請が高まってきました。

平成 11 年 2 月に、首相直属の諮問機関である経済戦略会議において「日本経済再生への戦略」が取りまとめられ、『国民に対して政府及び地方公共団体の財政・資産状況をわかりやすく開示する観点から、企業会計の原則の基本的要素を踏まえつつ財務諸表の導入を行うべきである。』との提言がなされました。

この提言を受け、国の資産・負債に係る各種の情報について、国民によりわかりやすく一覧性のある形で報告するという観点から、先進諸国における事例^(注1)も参考にしつつ、企業会計における貸借対照表の手法を用いて提供することとし、平成 12 年 10 月に「国の貸借対照表（試案）」（平成 10 年度決算分）を作成・公表しました。^(注2)

(注 1) イギリス等の先進諸国では、90 年代、財政構造改革に向けた取組みの中で、民間企業の経営理念や経営手法を可能な限り行政部門にも導入し、活性化・効率化を図っていかこうとする考え方（いわゆる New Public Management (NPM)）に基づき、貸借対照表の作成等、財政状況報告の改善等への取組みが行われていました。

(注 2) 平成 10 年度決算分より、一般会計及び特別会計を合わせた国全体のストック情報を開示。平成 12 年度決算分からは、特殊法人等も含めた連結貸借対照表も併せて公表しています。

図 1 財務書類整備の経緯

① 「日本経済再生への戦略」(経済戦略会議(平成 11 年 2 月))

「国民に対して政府及び地方公共団体の財政・資産状況をわかりやすく開示する観点から、企業会計の原則の基本的要素を踏まえつつ財務諸表の導入を行うべきである。」

② 「国の貸借対照表(試案)」の作成・公表(平成 12 年 10 月公表(平成 10 年度決算分))

平成 10 年度決算分より、一般会計及び特別会計を含めた国全体のストックの情報を開示。
平成 12 年度決算分より、連結貸借対照表も併せて公表。

③ 「公会計に関する基本的考え方」(財政制度等審議会(平成 15 年 6 月))

「予算執行の単位であるとともに行政評価の主体である省庁に着目し、省庁別のフローとストックの財務書類を作成し、説明責任の履行及び行政効率化を進めることが適当である。」

④ 「省庁別財務書類の作成について」(財政制度等審議会(平成 16 年 6 月))

平成 14 年度決算分より、省庁ごとにフローとストックの情報を開示する「省庁別財務書類」を作成・公表。

⑤ 「国の財務書類」の作成・公表(平成 17 年 9 月公表(平成 15 年度決算分))

平成 15 年度決算分より、省庁別財務書類の計数を基礎として、国全体のフローとストックの情報を開示する「国の財務書類」を作成・公表。

⑥ 「特別会計財務書類」の国会提出(平成 21 年 1 月(平成 19 年度決算分))

「特別会計に関する法律」により、平成 19 年度決算分から「特別会計財務書類」について、会計検査院の検査を経て、国会へ提出。

⑦ 「政策別コスト情報の把握と開示について」(財政制度等審議会(平成 22 年 7 月))

平成 21 年度決算分より、省庁別財務書類の業務費用計算書において形態別に表示されている費用を、各省庁の政策評価項目毎に表示した「政策別コスト情報」を作成・公表。

⑧ 「国の財務書類」の作成・公表の早期化(平成 23 年度「国の財務書類」)

平成 23 年度決算分より、財務書類作成システムの導入等により、作成・公表を早期化。従来、翌々年度 5 月に公表していた「国の財務書類(一般会計・特別会計の合算)」の公表時期を翌年度 1 月に早期化。

⑨ 財務書類等の一層の活用に向けて(報告書)(財政制度等審議会 法制・公会計部会 財務書類等の一層の活用に向けたワーキンググループ (平成 27 年 4 月))

国民に対するわかりやすい説明のための平易なりーフレットの作成、行政活動の効率化・適正化のために政策別コスト情報を改善すること等の提言がなされた。

この「国の貸借対照表(試案)」は、その後、平成 14 年度決算分まで作成されましたが、ここでは従前の国の資産・負債に関する各報告書の情報を単に統合するのみならず、従来は報告対象となっていなかった公共用財産等の情報を新たに算定し、減価償却や引当金の計上等企業会計の手法を用いた情報を付加することとしました。

その後、公会計についての関心が高まり、機能の充実が求められる中、平成 15 年 6 月、財政制度等審議会において「公会計に関する基本的考え方」が取りまとめられました。ここでは、行政府のアカウンタビリティを高め、財政の効率化・適正化を促すため、『予算執行の単位であるとともに行政評価の主体である省庁に着目し、省庁別のフローとストックの財務書類を作成し、説明責任の履行及び行政効率化を進めること』とされ、省庁別財務書類の作成に向けて検討を行うことが示されました。

これを受け、省庁別財務書類作成に必要となる会計基準について、財政制度等審議会において検討が重ねられ、平成 16 年 6 月に「省庁別財務書類の作成基準」が取りまとめられました。

この基準に基づき、平成 14 年度決算分より、省庁ごとにフローとストックの情報を開示する「省庁別財務書類」の作成・公表を行い、さらに、平成 15 年度決算分より、財務省主計局において、省庁別財務書類の計数を基礎として、国全体のフローとストックの情報を開示する「国の財務書類」の作成・公表を行っています。

(3) 財務書類の特徴

この様な経緯により作成されている「国の財務書類」ですが、企業会計の手法を用いつつも、国の財政活動の特性を踏まえた独自の工夫を行っています。

例えば、国の財政活動は、強制的に徴収された税金等を財源として配分することにより、利益の獲得を目的としていないことから、企業と同様に損益計算を行うことは適当ではなく、そのため損益計算書は作成していません。

一方で、フローの情報として国の財政活動の結果として発生したコスト(費用)を明らかにする業務費用計算書を作成するとともに、国の資産及び負債の増減を要因別に明らかにする資産・負債差額増減計算書を作成しています。なお、資産・負債差額増減計算書では、業務費用と財源とを対比してみることが可能となっています。

また、国の資産及び負債には、取得や保有の時期・形態が様々であるほか、資産として管理されているものの中には、これまで価額を把握していなかったものが多数あります。しかし、それが国の所有となる資産であって、サービス提供能力及び将来の経済的便益が存在する場合においては、一般的な売買市場がない場合であっても、決算資料に基づき取得原価を推計する等して貸借対照表に計上しています。この点も企業会計にはない手法といえます。

さらに、貸借対照表の資産と負債の差額は、企業では純資産として取り扱われますが、国の会計においては、企業会計のような払込資本に関する取引がなく、また、損益計算は行わないことから、稼得資本に関する取引も存在していません。また、資産と負債の差額の内訳については、その約半分が財務書類作成開始時に生じた差額であり、具体的な性格を明確にすることは困難であること、作成開始時以降は、資産・負債差額増減計算書を作成して、資産と負債の差額の増減要因を明らかにしていることから、資産と負債の差額は「資産・負債差額」として一括表示をすることとしています。

詳細については、P.10 以降の『3. 「国の財務書類」の特徴 ～企業会計との違いを中心に～』で説明しています。

△コラム▽ 国の会計処理原則と会計年度所属区分の考え方について

よく巷では「官庁会計＝現金主義」と言われていますが、正確には、発生主義的要素が一部取り込まれた「修正現金主義」です。

国の会計は、現金の授受を基準として収入支出を計算整理する「現金主義」を採用していますが、この収入支出を“どの年度に帰属させるか”の判断にあたっては、原則として、債権債務の発生の事実に基づき決定することとしています。

すなわち、年度所属区分の基準としては、原則として「発生主義的年度区分」が採用されています。

そこで、当該年度に発生した債権債務について、その現金の収支を可能な限り完了させたいうで決算を作成する必要があることから、この収入支出の出納に係る事務を整理し確定する期限として「出納整理期限」の制度が設けられています。

なお、収入支出の出納整理期限までに未収未払として残ったものについては、翌年度以降において現金が授受された段階を以て年度所属を定めるといふ、現金主義的な年度所属区分を併用して処理の整合を図っています。

2. 「国の財務書類」について

(1) 作成目的

「国の財務書類」は、国の財務状況等に関する説明責任の履行の向上及び予算執行の効率化・適正化に資する財務情報を提供すること等を目的として、企業会計の考え方及び手法を活用して作成しているものです。

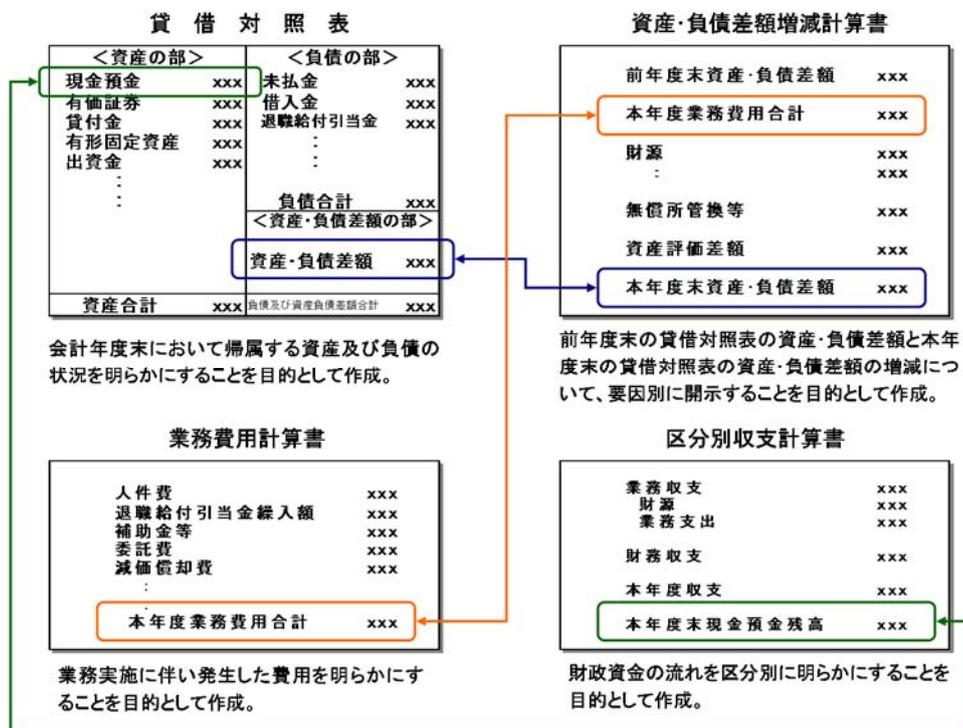
財務書類の作成にあたり、発生主義等の企業会計の考え方及び手法を活用することで、国の財政状況について、資産・負債の状況のみならず、税財源の使用状況にかかる情報についても一覽的に分かりやすく開示することが可能となります。それによって、国民に対する説明責任の履行の向上につながるとともに、財政活動の効率化・適正化に資する財務情報の提供につながるものといえます。

(2) 体系

「国の財務書類」の体系は、

- ① 会計年度末における資産及び負債の状況を明らかにする「貸借対照表」
 - ② 業務実施に伴い発生した費用を明らかにする「業務費用計算書」
 - ③ 貸借対照表の資産・負債差額の増減の状況を明らかにする「資産・負債差額増減計算書」
 - ④ 財政資金の流れを区分別に明らかにする「区分別収支計算書」
- の財務書類4表及びこれらに関連する事項の附属明細書となっています。

図 2 財務書類の体系



財務書類4表のうち、「貸借対照表」と「区分別収支計算書」については、企業会計とほぼ同様の形態であるということが出来ますが、「業務費用計算書」と「資産・負債差額増減計算書」は、国の特性を踏まえた独自のものです。

国の財政活動は、強制的に徴収された税金等を財源としてこれを配分し執行しており、利益獲得を目的としていないことから、国においては、企業会計のような損益計算書の作成は行わないこととしています。

むしろ、国においては、投入されたコストに対してどれだけの効用・便益を得ることができたのかという観点で行政の効率性等を判断する必要があることから、業務実施に伴い発生した費用を明らかにする計算書としての「業務費用計算書」を作成することとしています。

また、財源や業務費用計算書には計上されない資産評価差額等、貸借対照表の資産・負債差額を増減させるすべての要因を表す計算書として、「資産・負債差額増減計算書」を作成することとしています。

(3) 構成

[国の財務書類]

一般的に「国の財務書類」といった場合、一般会計と特別会計を合わせた国全体の財政状況等を表す財務書類を指します。この「国の財務書類」は、各省庁が作成した「省庁別財務書類」を全省庁分合算して作成します。

[省庁別財務書類]

「省庁別財務書類」は、各省庁が所管の一般会計と特別会計を合算して作成する財務書類です。

省庁は、行政府の基本単位であり、予算執行の単位であるとともに行政評価の主体でもあります。これに着目して財務書類を作成することにより、各省庁の財務状況等に関する説明責任の履行の向上及び予算執行の効率化・適正化に資する財務情報を提供すること等を目的としています。

[会計別財務書類]

国においては、財政状態を明確にするため、収支をすべて一個の予算に総合し、統一して計算することを建前としています。しかし、例外として、特定の事業を行う場合、特定の資金を保有してその運用を行う場合、その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に限り、法律に基づき特別会計を設置することが認められています。この特別会計に対し、特別会計に所属しない歳入歳出の組織全体を一般会計といいます。

一般会計の各省庁所管の歳出予算には、各省庁の業務を遂行するために必要な経費が計上されていますが、これを賄う歳入には所管の概念はなく、租

税収入等の歳入の大半は財務省に計上されています。すなわち、一般会計は全体で収支が均衡するよう財政運営が行われており、各省庁単位では収支均衡していません。よって、一般会計では、各省庁は会計単位としては独立した主体とはなっていません。

しかし、各省庁は予算執行の単位であるとともに、行政評価の主体であることから、各省庁を会計主体として擬制して、一般会計の省庁別財務書類を作成することとしました。

特別会計については、国の会計の一部を区分して経理するために設置されたものであり、会計単位としては独立していることから、この特別会計を単位として、特別会計が経理している業務に係る財務情報を開示することを目的として「特別会計財務書類」を作成しています。これについては、「特別会計に関する法律」（平成19年3月31日法律第23号）第19条の規定に基づき、毎年国会への提出が義務付けられています。

《参考》 特別会計一覧（平成30年度）

- ・ 交付税及び譲与税配付金特別会計
- ・ 年金特別会計
- ・ 地震再保険特別会計
- ・ 食料安定供給特別会計
- ・ 国債整理基金特別会計
- ・ 国有林野事業債務管理特別会計
- ・ 外国為替資金特別会計
- ・ 特許特別会計
- ・ 財政投融资特別会計
- ・ 自動車安全特別会計
- ・ エネルギー対策特別会計
- ・ 東日本大震災復興特別会計
- ・ 労働保険特別会計

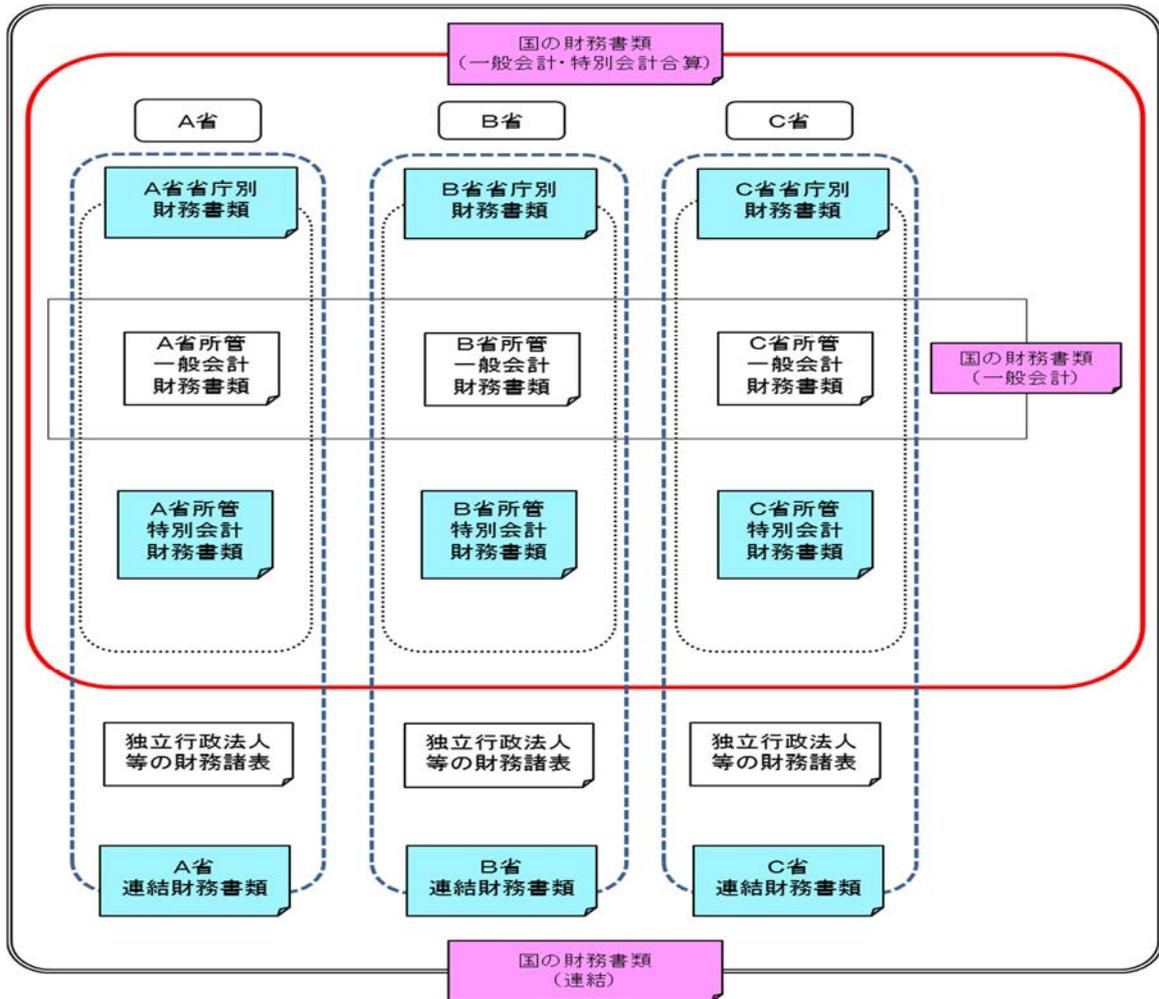
< 以上 1.3 特別会計 >

[連結財務書類]

また、国の業務と関連する事務・事業を行っている独立行政法人等を連結した「省庁別連結財務書類」も作成しています。

独立行政法人等は、基本的には国の行政活動のうち実施機能を分離して別法人の形態で活動している主体であることから、国の業務と関連する事務・事業を行っている独立行政法人等を各省庁に連結することにより、国が実施している業務の全体像を捉えることが可能となります。

図 3 「国の財務書類」の構成



(4) 作成方法

前の『(3) 構成』においても触れましたが、「国の財務書類」は、「省庁別財務書類」を合算して作成します。

省庁別財務書類は、財政制度等審議会が取りまとめた「省庁別財務書類の作成基準」(平成 16 年 6 月)に基づいて作成しています。

「公会計に関する基本的考え方」(平成 15 年 6 月財政制度等審議会)において省庁別財務書類の作成に向けて検討を行うことが示されたことを受け、その後、財政制度等審議会において会計学等の専門家により具体的な作成基準の検討が進められ、平成 16 年 6 月に「省庁別財務書類の作成基準」として取りまとめられました。

この作成基準においては、省庁別財務書類は、国の歳入歳出決算及び国有財産台帳等の計数に基づき、必要に応じて過去の事業費を累計して作成することとされています。

国の資産のうち、道路や堤防等の公共用財産には、台帳上物量尺度のみが管理され価格管理はされていないものが多数ありますが、それらの資産にサービス提供能力及び将来の経済的便益が存在する場合には、決算資料に基づき取得価額を推計して貸借対照表に計上することとしている点は、この作成基準の特徴の一つ

3. 「国の財務書類」の特徴 ～企業会計との違いを中心に～

(1) 貸借対照表

貸借対照表

(平成31年3月31日現在)

(単位:十億円)

<資産の部>		<負債の部>	
現金・預金	51,328	未払金等	11,982
有価証券	119,601	賞与引当金	341
未収金等	10,771	政府短期証券	76,102
前払費用	4,704	公債	986,065
貸付金	108,861	借入金	31,921
運用寄託金	112,693	預託金	6,365
貸倒引当金	▲ 1,499	責任準備金	9,375
有形固定資産	184,382	公的年金預り金	120,759
国有財産(※)	31,223	退職給付引当金	6,420
公共用財産	150,969	その他の負債	8,697
物品	2,166		
その他の固定資産	24	負債合計	1,258,025
無形固定資産	305	<資産・負債差額の部>	
出資金	75,388	資産・負債差額	▲ 583,357
その他の資産	8,134		
資産合計	674,668	負債及び資産・負債差額合計	674,668

(※公共用財産を除く)

貸借対照表は、会計年度末の資産及び負債の状況を明らかにする書類です。借方に「資産の部」、貸方に「負債の部」及び「資産・負債差額の部」として表示しています。

様式は、企業会計における貸借対照表と共通していますが、個々の資産及び負債の計上方法において、国に特有の考え方が反映されているものがありますので、以下、特有の科目について説明します。

① 現金・預金の取扱い

- ・ 貸借対照表に計上されている現金・預金の金額は、年度末時点の実際保有残高に出納整理期間における現金及び預金の出納を加減した金額となっています。

通常、貸借対照表の「現金・預金」に計上されている金額は、会計年度末時点においてどれだけの現金及び預金を保有しているかを表します。

しかし、「国の財務書類」における「現金・預金」に計上されている金額は、国の会計には出納整理期間が存在するため、国が会計年度末(3月31日)に実際に保有している現金及び預金の有高には一致していません。

なぜ「国の財務書類」の「現金・預金」は年度末の実際保有残高と一致して

いないのか、「現金・預金」に計上されている金額は何を表しているのかについて、以下で説明します。

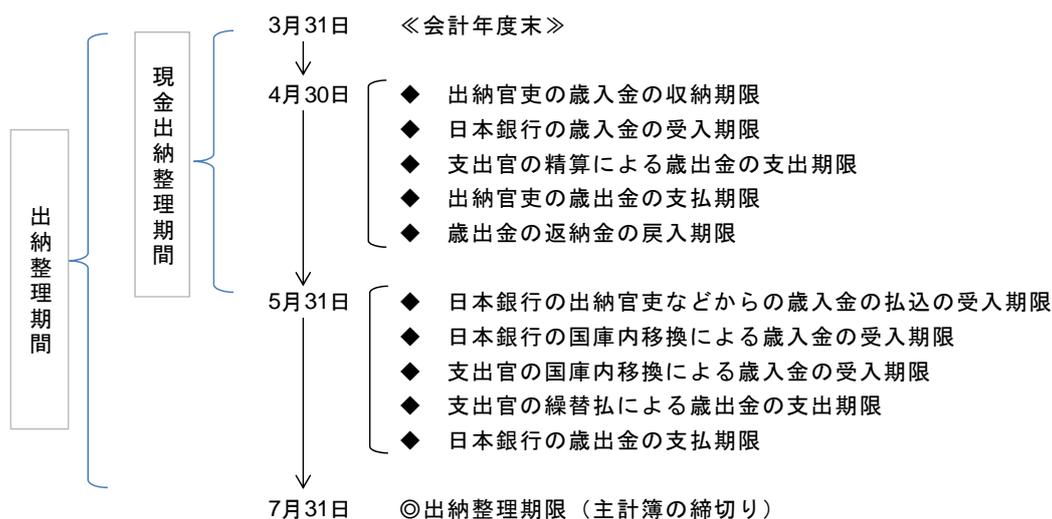
(出納整理期間の収入支出の取扱い)

国の会計においては、一会計年度において執行された収入支出の実績を取りまとめて決算を作成しますが、決算の作成にあたっては、収入支出の出納事務を完結させる必要があります。この決算の内容となる収入支出に関する事務を整理して最終的に確定するための期限を「出納整理期限」として定めています。

出納整理期限については、会計法第1条第1項において、「一会計年度に属する歳入歳出の出納に関する事務は、政令の定めるところにより、翌年度七月三十一日までに完結しなければならない。」とされています。出納整理期間は、年度経過の翌日からその期限までの期間をいいます。

出納整理期間の4か月間においては、まず、4月1日から5月31日までの2か月間で収入支出の現金の出納を完了させ、6月1日から7月31日までの2か月間で報告記帳の整理を行います(図5を参照)。

図5 出納整理期間の概要



国の会計は、現金の授受を基準とした収入支出を計算整理の対象とする「現金主義」を採用しています。この収入支出を“どの年度に所属させるか”については、原則として、発生主義的に債権債務の発生の事実に基づき所属させることとしています。したがって、当該年度に所属する収入支出について出納整理期間中に収受された場合には、当該会計年度の収入支出として整理されます。

このように整理された決算に基づき財務書類を作成することから、結果的には、年度末時点で未収金であったとしても出納整理期間中に収受されたものは「現金・預金」として計上されることとなります(図6を参照)。

つまり、財務書類においては、出納整理期間中の収入支出も含めたところで「現金・預金」として計上されることにより、実際の現金及び預金の口座残高とは異なる結果となっているのです。

② 有価証券の取扱い

- ・ 有価証券については、「満期保有目的有価証券」と、「満期保有目的以外の有価証券」に区分し、各々の評価方法に従った価額を計上しています。
- ・ 外国為替資金特別会計が保有する外貨証券（「満期保有目的以外の有価証券」）は、負債に計上されている政府短期証券（外国為替資金証券）と対応する関係にあります。

有価証券については、満期まで所有する意図をもって保有している債券である「満期保有目的有価証券」と、それ以外の「満期保有目的以外の有価証券」に区分して、それぞれ評価しています。

「満期保有目的有価証券」については、償却原価法によって算定された価額をもって貸借対照表価額としています。

「満期保有目的以外の有価証券」のうち、市場価格のあるものについては、会計年度末における市場価格をもって貸借対照表価額としています。市場価格での評価替えに係る評価差額については、洗い替え方式により、資産・負債差額増減計算書において「資産評価差額」として計上しています。

また、「満期保有目的以外の有価証券」のうち、市場価格のないものについては、「政府出資等として管理されている有価証券」と「その他の有価証券」に区分し、「政府出資等として管理されている有価証券」については、国有財産台帳価格をもって貸借対照表価額とし、「その他の有価証券」については、取得原価又は償却原価をもって貸借対照表価額としています。

なお、有価証券の大部分は外国為替資金特別会計が保有する外貨証券（「満期保有目的以外の有価証券」で、市場価格のあるもの）であり、円売り・外貨買いの為替介入に伴って取得したものです。

円売り・外貨買いの為替介入は政府短期証券（外国為替資金証券）を発行して円貨を調達し、調達した円貨を外国為替市場で売却して外貨を購入しています。このため、外貨証券と負債に計上されている政府短期証券（外国為替資金証券）は対応する関係にあります。

（注） 償却原価法とは、金融資産又は金融負債を債権額又は債務額と異なる金額で計上した場合において、当該差額に相当する金額を弁済額又は償還期に至るまで每期一定の方法で取得原価に加減する方法です。なお、この場合、当該加減額を受取利息又は支払利息に含めて処理します。

③ 貸付金の取扱い

- ・ 貸付金は、財政投融资特別会計等の貸付金を計上しています。
- ・ 財政融資資金貸付金は、負債に計上されている財投債（公債）等と対応する関係にあります。

貸付金には、地方公共団体、特殊法人及び独立行政法人等に対する財政投融资特別会計等の貸付金を計上しています。

貸付金の大部分は、財政融資資金貸付金となっています。この財政融資資金

貸付金は、地方公共団体や政策金融機関等へ貸し付けるものとして、政策上必要な資金を財投債の発行等により調達したものです。このため、財政融資資金貸付金は、負債に計上されている財投債等と対応する関係にあります。

④ 国有財産（公共用財産を除く）の取扱い

- ・ 国有財産（公共用財産を除く）については、国有財産台帳価格により計上しています。
- ・ 売却を前提として保有している国有財産については、「たな卸資産」として国有財産台帳価格により計上しています。

土地や建物等の国有財産は、国有財産法に基づき管理が行われており、また、国有財産台帳によって価格管理がなされています。これにより、国有財産については、この台帳価格を基礎として貸借対照表計上額としています。

国有財産台帳価格については、原則として、土地については相続税評価方式（路線価方式、倍率方式）により算定した価格を、また、建物等の償却資産については、取得時の台帳価格から減価償却累計額（建物については定額法、その他の資産については定率法）を控除した額としています。

⑤ 公共用財産の取扱い

- ・ 公共用財産については、国の所有となる財産について、過去の用地費や事業費等を累計することにより取得原価を推計し、償却資産については減価償却を行い、減価償却費相当額を控除した後の価額を計上しています。

公共用財産については、国有財産法上、台帳の作成が義務付けられていないことから価格管理は行われておらず、また財産の性格上、新たに評価を行うことも困難であることから、取得原価を推計し、資産計上しています。

公共用財産を資産として計上することについては、サービス提供能力及び将来の経済的便益が存在する場合においては、資産として計上するという考え方に基づいています。

なお、国の所有となる公共用財産を資産計上しますが、その事業費の累計にあたっては、国の事業費のほか、地方公共団体等の負担がある場合には、その負担分を推計し、これも事業費の累計に含めることとして、事業総額を基礎とした取得原価の推計を行っています。

⑥ 公共用財産に係る災害復旧費の取扱い

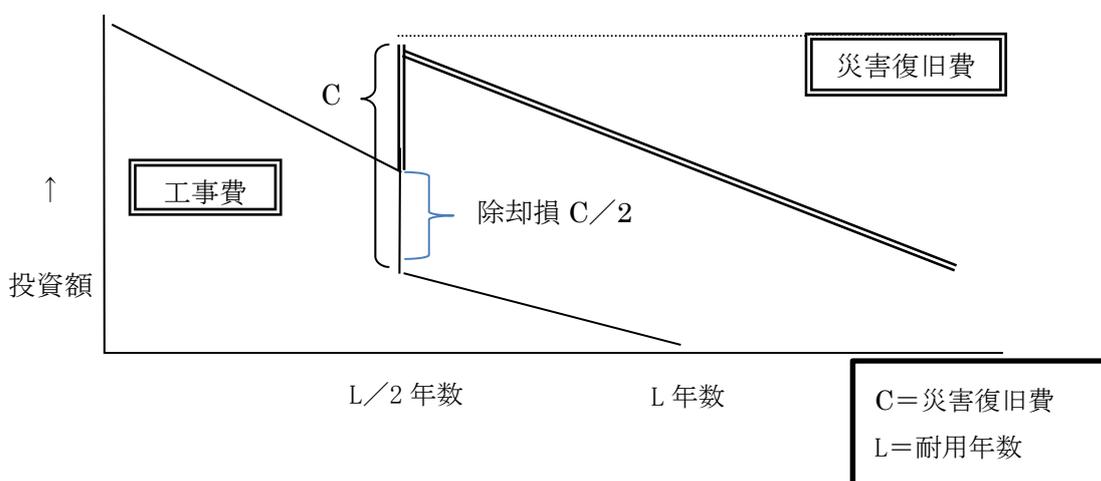
- ・ 公共用財産に係る災害復旧費が支出されている場合には、当該災害復旧費について資産計上するとともに、当該資産の耐用年数で減価償却を行うこととしています。災害復旧の対象となった資産については、耐用年数の半分を超えた時点で被災したものと仮定し、災害復旧費の2分の1を除却損として計上しています。

公共用財産に係る災害復旧費は、基本的には被災前の原形に施設を復旧するための費用であり、公共用財産の効用を増加させるものではありません。しかし、災害復旧事業が行われると、当該施設はその時点から新設時と同様の耐用年数を有すると考えられ、旧資産の耐用年数が延長されることから、当該災害復旧費を投資的経費と整理し、資産計上することとしています。

また、公共用財産は台帳ごとの価格管理は行われていないことから、固定資産を全体として、新設されてから被災・復旧されるまでの年数は平均耐用年数の半分であると仮定するとともに、災害復旧費の2分の1を被災資産額と仮定して除却することとしています（図7を参照）。

なお、公共用財産に係る東日本大震災復旧経費についても、他の災害復旧費とともに公共用資産全体として整理され、貸借対照表や業務費用計算書に反映されています。

図7 工事費及びL/2年後の災害復旧費に関する費用化（イメージ図）



△コラム▽ 諸外国におけるインフラ資産（公共用財産）の取扱い

諸外国においては、インフラ資産（公共用財産）の認識・測定方法について、財産の性格上、新たに評価を行うことの困難さ等から、それぞれ異なる取扱いがなされています。

i. 米国における取扱い

連邦政府の保有する道路や河川、堤防等のインフラ資産は、連邦政府の貸借対照表に資産として計上しています。なお、連邦制を採る米国では、これらの資産の大多数は、異なる政府レベル（州政府、地方政府）で保有・管理され、それぞれの政府レベルで資産として認識・計上されています。

資産の評価方法は、連邦財務会計基準^(注 1)において取得原価で計上するとされています。取得原価の推計手法としては、再調達原価をCPI（消費者物価指数）で割引いて算定する方法、歳出決算額に基づき算定する方法等複数の手法が連邦会計基準審議会（FASB）の指針に示されています。なお、州政府・地方政府の保有するインフラ資産の評価は、連邦財務会計基準とは別の、政府会計基準審議会（GASB）が設定する基準により行われています。

ii. 英国における取扱い

有形固定資産（PPE）の会計処理にIAS（国際会計基準）第16号を公的部門に合わせた形で適用し、道路等のインフラ資産を資産として計上しています。

資産の評価方法は、政府財政報告マニュアル（FRoM）^(注 2)において、毎年評価を行う方法等の手法が示されています。その上で、公正価値（Fair value）を算定するのに合理的な手法が採用されるべきであるとの考えのもと、サービス・ポテンシャル（潜在的役務提供能力）に基づく再調達原価で評価することが最適であるとして、維持・管理費用等の減価償却費相当額控除後の計数をもって計上しています。

iii. 韓国における取扱い

韓国では、2009年から発生主義に基づく国家会計システムを導入し、財務書類の整備が進められています。韓国国家会計基準^(注 3)では、インフラ資産を資産として認識しています。評価方法については、原則として取得原価としていますが、取得後に再評価する方法（再評価モデル）を選択する場合は公正価値、公正価値が不明な場合は減価償却後再調達価格を使用することとしています。

(注 1) 連邦会計基準諮問委員会（FASAB）が、連邦政府機関に適用される会計基準を設定。

(注 2) 英国財務省が財務報告助言委員会（FRAB）の助言を得て、IFRS（国際財務報告基準）を公的部門に合せた形で修正した基準を設定。

(注 3) 企画財政部（我が国財務省に相当）が、国家会計制度諮問委員会（National Accounting System Deliberation Committee）の諮問を受けて設定。

米国連邦財務会計基準をベンチマークとし、国際公会計基準（IPSAS）を参考にしています。

⑦ 公債の取扱い

- ・ 公債は、年度末残高（額面額）より債券発行差金を控除又は加算した額を貸借対照表価額として負債に計上しますが、年度末残高には、出納整理期間中に発行された特例公債、復興債が含まれています。

財務書類における公債残高は、「公債の額面額から債券発行差金を控除又は加算した額」を貸借対照表価額とするとともに、償却原価法により、債券発行差金を公債の発行期間にわたって償却しています。公債の計上方法については、企業会計と同様と言えます。

なお、特例公債及び復興債の発行にあたっては、税収実績等を勘案して特例公債等の発行額を調整する必要があるために、特例公債等の発行時期を翌年度の6月末までとする「出納整理期間発行」の制度が設けられています。

財務書類は、出納整理期間中の公債発行収入を加味した決算に基づいて作成することから、特例公債等の残高にもこの出納整理期発行額を加味しています。

一方、「国の債務に関する計算書」では、年度末時点での残高が報告されるため、同計算書の本年度末残高（翌年度以降への繰越債務額）には、出納整理期間中の発行額は含まれません。

このような取扱いの違いにより、両者の残高が相違する場合があります。

出納整理期発行額と公債残高との関係については、図8を参照して下さい。

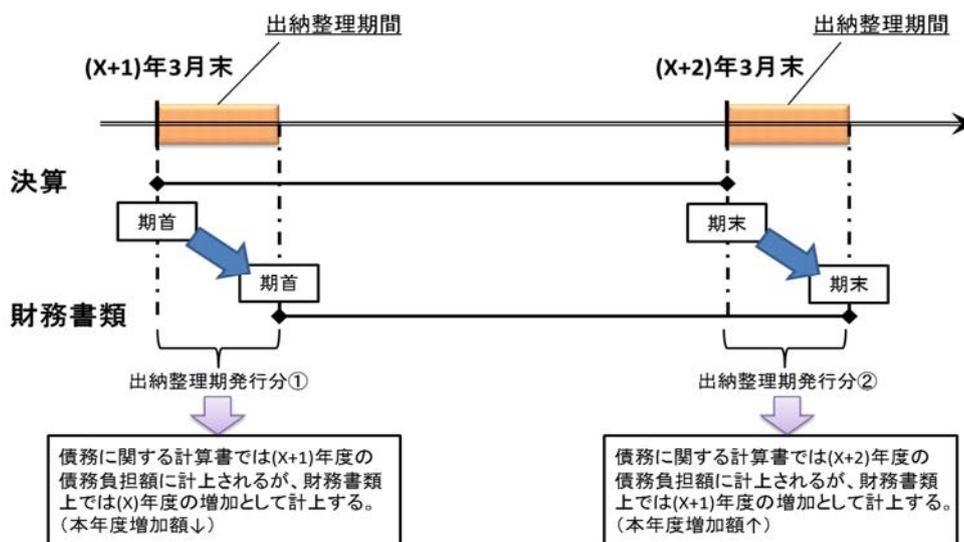
また、参考までに、「国の債務に関する計算書」における公債残高に出納整理期間中の発行額を加味してもなお、財務書類の公債残高とは、若干の差異が残ります。

それは、最初に述べたように、財務書類においては、償却原価法により公債残高を算定しているのに対し、「国の債務に関する計算書」では、公債の「額面額」を計上するという、公債残高の評価方法の違いによるものです。

《参考》 「国の債務に関する計算書」とは

「国の債務に関する計算書」とは、公債や借入金などの国の後年度の財政負担となる債務を計上しているものであり、国の歳入歳出決算に添付され国会に提出される書類です。

図 8 公債の出納整理期発行額と残高の関係



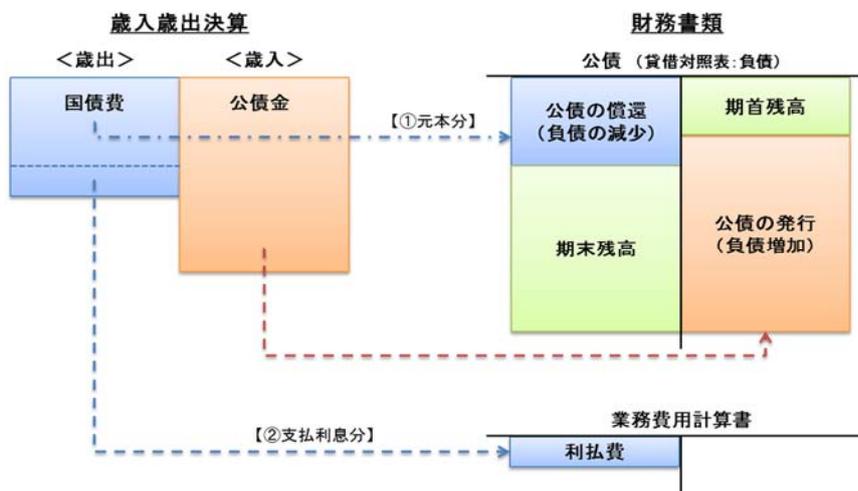
《参考》 公債の発行・償還に係る歳入歳出決算と財務書類での取扱いについて

決算では、公債を発行した場合の収入は、歳入の「公債金」に計上されます。また、公債を償還した場合の支出、利息の支払い、公債の発行に係る事務費は、すべて歳出の「国債費」に計上されます。このように決算上では、現金の出入りのみで計上されています。

一方、財務書類においては、収入支出額のうち公債の発行による増加や償還による減少は「負債」の増減として計上し、利息の支払いは発生ベースの金額により業務費用として計上します。

このように、財務書類においては、公債に関する収入支出のうち、元本の増減に係る部分は財源・費用としては計上せず、債務の増減として認識しますので、両者を比較したときには、この処理の違いが現れてきます。

図 9 公債の発行・償還及び利払い等の処理の違い



⑧ 公的年金等の取扱い

- ・ 厚生年金及び国民年金については、「現金・預金」及び「運用寄託金」並びにその他将来の年金給付財源に充てるために保有している資産の合計額から、「未払金」等を控除した金額を「公的年金預り金」として負債に計上しています。
- ・ 公的年金の財政に関する事項については、注記により説明しています。

(年金支払義務の負債非計上と「公的年金預り金」の負債計上)

公的年金である厚生年金及び国民年金については、国における過去の勤務により支払義務が生じるものではなく、また、企業年金のように積立方式が法定されているものではないことから、企業会計における退職給付の会計基準をそのまま適用することは適当ではないと考えられます。

公的年金の会計上の取扱いについては、厚生年金や国民年金が、保険料支払いにより年金給付が行われるという社会保険方式が採られており、保険料の支払いによって、制度の運営者である国に年金を支給する義務が生じることから、過去期間対応の給付現価自体を負債として計上すべきであるという意見や、賦課的要素が強い財政方式により運営されるものであり、各年の給付は各年の収入により賄われるという点で他の福祉のプログラムの給付と変わらないものであるため、会計上の負債として認識しないことが適当であるという意見があります。

このように、公的年金に係る負債計上については、種々議論のあるところではありますが、我が国の公的年金制度の財政方法は、高齢者に対する年金の支給に要する費用をその時の現役世代の負担によって賄うという「賦課方式」を基本とした制度であること、年金の支払義務は保険料の払い込みによって発生するものではなく、受給資格を満たすことによって発生するものであることから、負債としては認識しないこととしています。

ただし、将来の年金給付財源の一部（保険料収入から既に年金支給された残り）については「運用寄託金」等の資産として保有されているため、当該資産に見合う金額を「公的年金預り金」として計上するという考え方を採っています。

図 10 賦課方式（イメージ図）

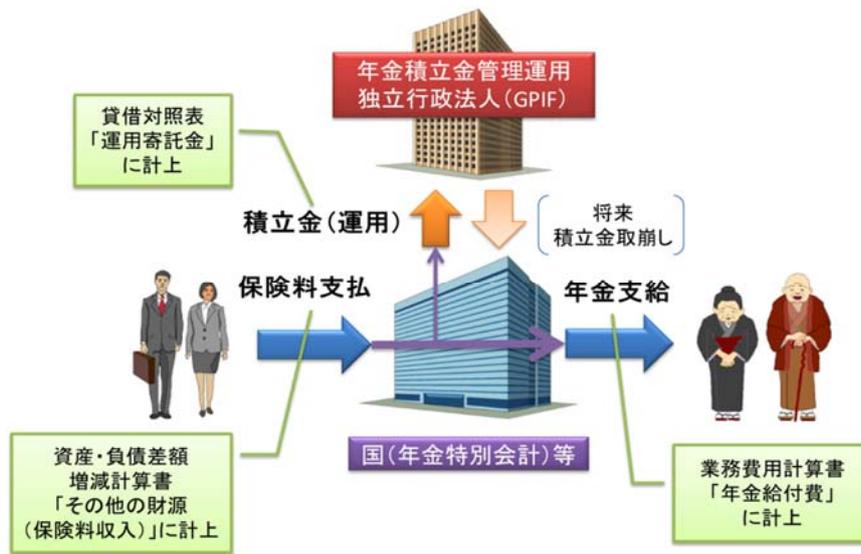


図 11 公的年金預り金に対応する資産等の内訳（平成 30 年度末）

$$\text{公的年金預り金(E)} = \text{積立金(A)} + \text{未収金等(B)} + \text{出資金の一部(C)} - \text{未払金等(D)}$$

(単位: 兆円)

		合計	考え方
A	現金・預金	7.3	積立金に見合う資産(現金ベース)
	運用寄託金	112.7	
B	未収金	0.1	積立金と同様に、将来の年金給付財源に充てるために保有している資産
	未収収益	0.0	
	未収保険料	3.7	
	他会計繰入未収金	5.3	
	▲貸倒引当金	▲ 1.1	
C	出資金	0.5	出資金のうち、将来の年金給付財源に充てるために保有している資産であることが法令上明確である部分
D	(控除)		発生主義の考え方に基づき、積立金の一部を負債計上しているもの
	未払金	4.0	
	他会計繰入未済金	3.8	
E	公的年金預り金	120.8	

(公的年金の財政に関する情報の開示)

公的年金の支払義務について負債として認識しないという考え方を採る一方で、ディスクロージャーの充実を図るため、公的年金の財政に関する情報について、財務書類に注記を行っています。

具体的には、公的年金の財政方式、公的年金預り金に対応する資産の内訳、財政検証の財政見通しにおける各年度末の積立金の額及びそれに対応する実績との差額の発生原因、将来給付現価額（将来の年金給付費をある時点（基準時点）の価値に換算したもの）及びこれに対する財源の見込み額などについて

です。

財務書類で開示している公的年金の財政に関する情報の詳細については、年金特別会計国民年金勘定及び厚生年金勘定の各財務書類における注記をご参照ください。

《参考》 財政検証とは

財政検証とは、平成 16 年年金制度改正により導入され、保険料水準固定方式の下、社会・経済情勢の変化に伴う様々な要素を踏まえて財政状況を検証し、少なくとも 5 年に一度、「財政の現況及び見通し」を作成するものです。この財政検証において給付水準の自動調整によりどこまで給付水準を調整する必要があるかを推計し、財政検証を行った時点で調整を終了してもおおむね 100 年間にわたって年金財政の均衡が図られる見通しとなっていれば、給付水準の調整を終了することとなります。ここで掲載している国民年金・厚生年金の給付と財源の内訳については、平成 26 年の財政検証によるものです。

なお、令和元年 8 月に公表された 2019（令和元）年財政検証では、幅広い 6 ケースの経済前提を設定して行った結果、現行制度においても、経済成長と労働参加が進むケースでは、引き続き所得代替率 50%以上を確保できることが確認されました。一方、経済成長と労働参加が一定程度進むケースや経済成長と労働参加が進まないケースでは、50%を下回る結果となりました。

「2019（令和元）年財政検証」は、厚生労働省ホームページに掲載しております。
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/zaisei-kensyo/index.html>

（国民年金・厚生年金の給付と財源の内訳）

国民年金及び厚生年金では、賦課方式を基本とした財政方式をとっており、財政均衡期間の終了時に支払準備金程度の積立金を確保することにより、概ね 100 年間の年金財政の均衡を図ることとしています。

これらの年金制度では、積立方式の年金制度のように、過去期間分の給付に見合った積立金を保有する必要はありませんが、過去期間分給付に係る給付債務の規模が現有積立金と比べてどの程度なのかといった関心もあることなどから、図 12 において、財政均衡期間における給付とその財源を一時金換算したものを示しています（注）。

例えば、厚生年金であれば、運用利回りによる換算による場合（経済：ケース C）、過去期間に係る分の給付現価は 1,090 兆円、それに係る国庫負担は 240 兆円となっています。また、積立金から得られる財源は 170 兆円となっています。

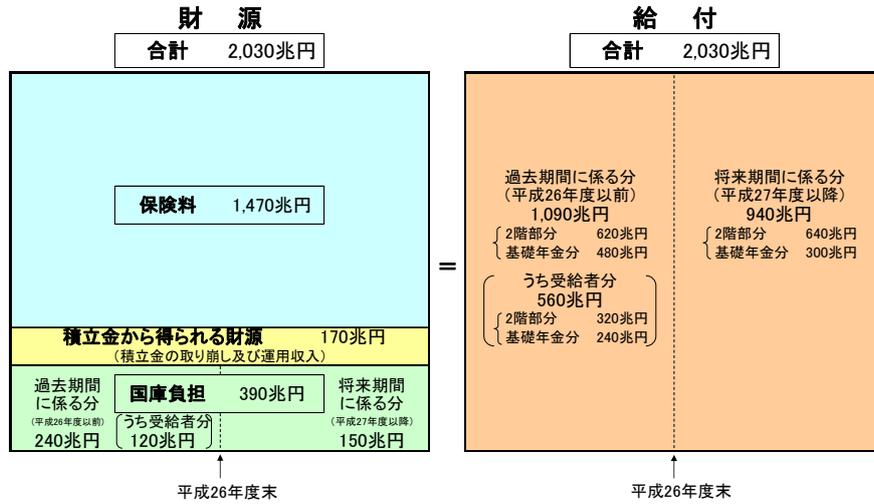
（注）平成 26 年財政検証においては、長期的な経済状況を見通す上で重要な全要素生産性（TFP）上昇率を軸とした幅の広い複数ケース（ケース A からケース H までの 8 ケース）を設定していますが、図 12 では、例として平成 26 年財政検証の人口の前提を出生中位・死亡中位、経済の前提をケース C、ケース E 及びケース G とした場合における財政均衡期間の給付と財源の内訳（全て現時点（平成 26 年度）の価格に換算）を示しています（各ケースの具体的な内容については 26 ページの《参考》をご覧ください）。

図 12 厚生年金、国民年金の給付現価と財源構成について

〈厚生年金の給付現価と財源構成〉

○ 運用利回りによる換算

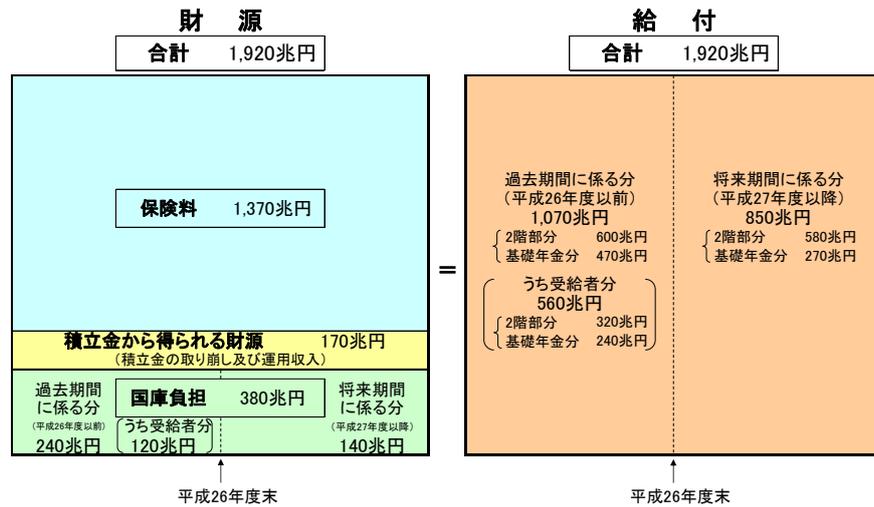
—人口：出生中位、死亡中位 経済：ケースC—



(注1) 長期的な経済前提は次の通り。
 物価上昇率 1.6%
 賃金上昇率(実質<対物価>) 1.8%
 運用利回り(実質<対物価>) 3.2%
 運用利回り(スプレッド<対賃金>) 1.4%

(注2) 被用者年金一元化を織り込んでいるため、共済年金(厚生年金相当分)を含む。

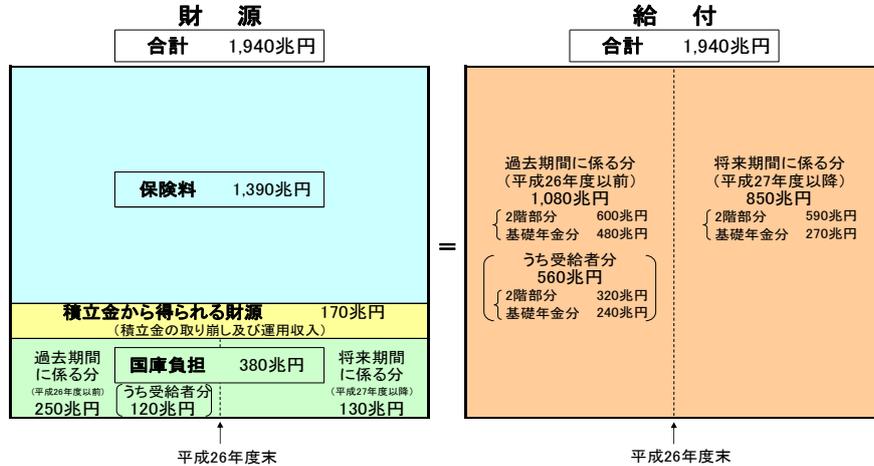
—人口：出生中位、死亡中位 経済：ケースE—



(注1) 長期的な経済前提は次の通り。
 物価上昇率 1.2%
 賃金上昇率(実質<対物価>) 1.3%
 運用利回り(実質<対物価>) 3.0%
 運用利回り(スプレッド<対賃金>) 1.7%

(注2) 被用者年金一元化を織り込んでいるため、共済年金(厚生年金相当分)を含む。

—人口：出生中位、死亡中位 経済：ケースG—

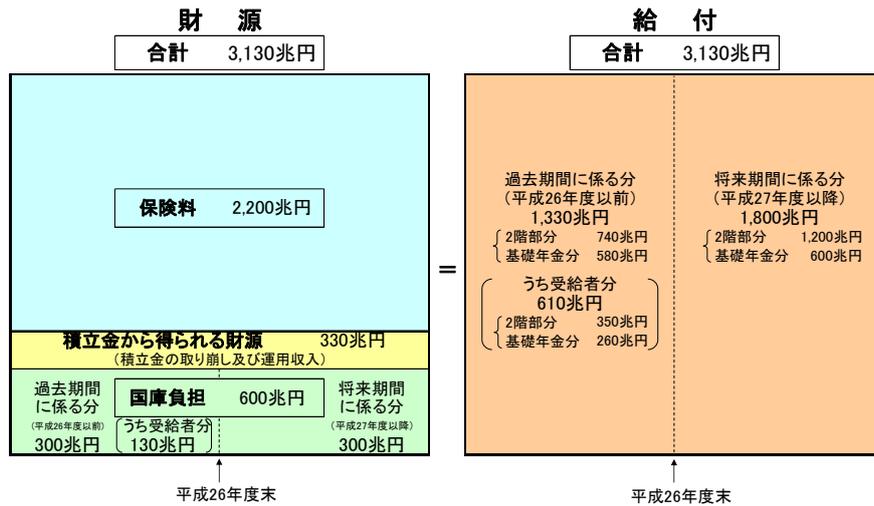


(注1) 長期的な経済前提は次の通り。
 物価上昇率 0.9%
 賃金上昇率(実質<対物価>) 1.0%
 運用利回り(実質<対物価>) 2.2%
 運用利回り(スプレッド<対賃金>) 1.2%

(注2) 被用者年金一元化を織り込んでいるため、共済年金(厚生年金相当分)を含む。

○ 賃金上昇率による換算

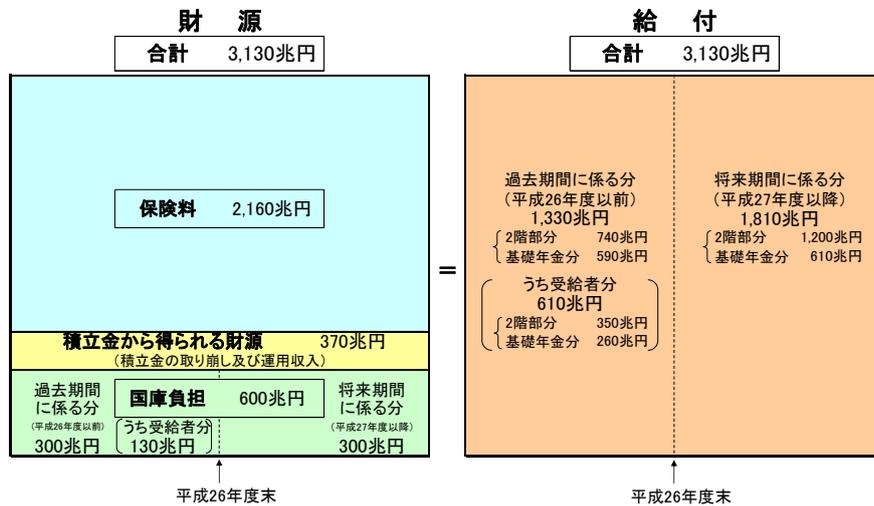
－人口：出生中位、死亡中位 経済：ケースC－



(注1) 長期的な経済前提は次の通り。
 物価上昇率 1.6%
 賃金上昇率(実質<対物価>) 1.8%
 運用利回り(実質<対物価>) 3.2%
 運用利回り(スプレッド<対賃金>) 1.4%

(注2) 被用者年金一元化を織り込んでいるため、共済年金(厚生年金相当分)を含む。

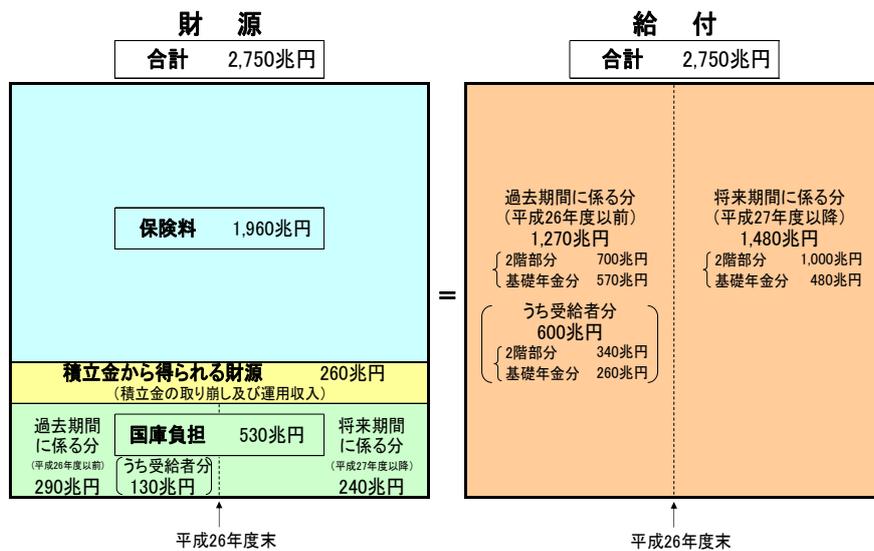
－人口：出生中位、死亡中位 経済：ケースE－



(注1) 長期的な経済前提は次の通り。
 物価上昇率 1.2%
 賃金上昇率(実質<対物価>) 1.3%
 運用利回り(実質<対物価>) 3.0%
 運用利回り(スプレッド<対賃金>) 1.7%

(注2) 被用者年金一元化を織り込んでいるため、共済年金(厚生年金相当分)を含む。

－人口：出生中位、死亡中位 経済：ケースG－



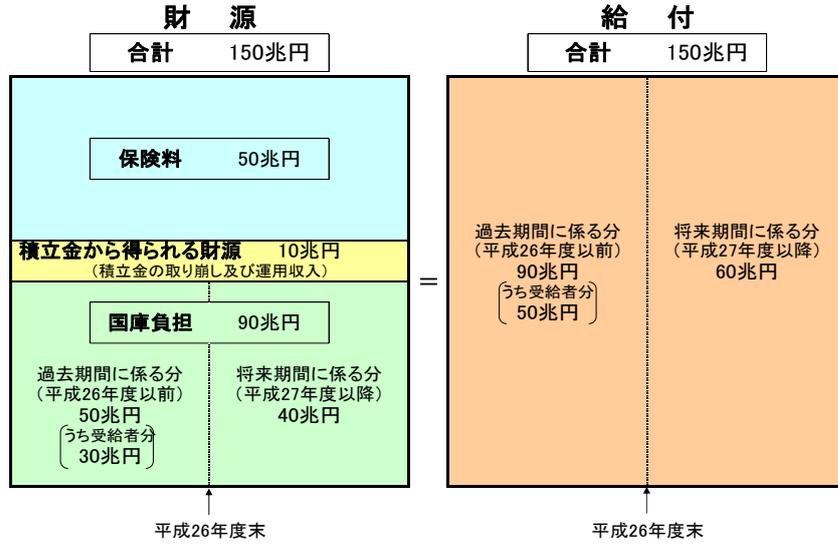
(注1) 長期的な経済前提は次の通り。
 物価上昇率 0.9%
 賃金上昇率(実質<対物価>) 1.0%
 運用利回り(実質<対物価>) 2.2%
 運用利回り(スプレッド<対賃金>) 1.2%

(注2) 被用者年金一元化を織り込んでいるため、共済年金(厚生年金相当分)を含む。

〈国民年金の給付現価と財源構成〉

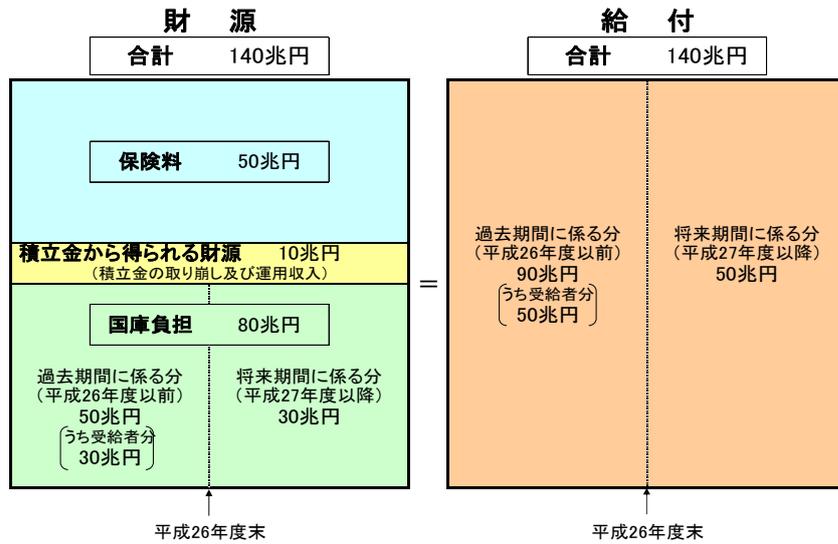
○ 運用利回りによる換算

—人口：出生中位、死亡中位 経済：ケースC—



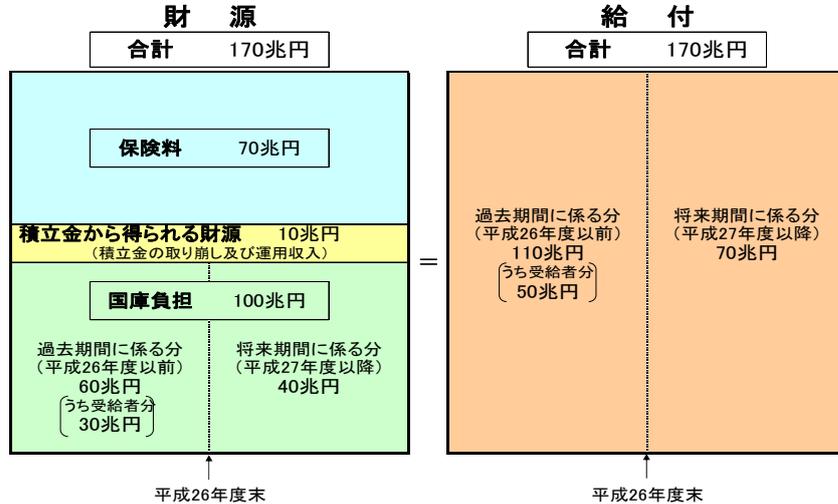
(注) 長期的な経済前提は次の通り。
 物価上昇率 1.6%
 賃金上昇率 (実質対物価) 1.8%
 運用利回り (実質対物価) 3.2%
 運用利回り (ｽﾌﾟﾚｯﾄ対賃金) 1.4%

—人口：出生中位、死亡中位 経済：ケースE—



(注) 長期的な経済前提は次の通り。
 物価上昇率 1.2%
 賃金上昇率 (実質対物価) 1.3%
 運用利回り (実質対物価) 3.0%
 運用利回り (ｽﾌﾟﾚｯﾄ対賃金) 1.7%

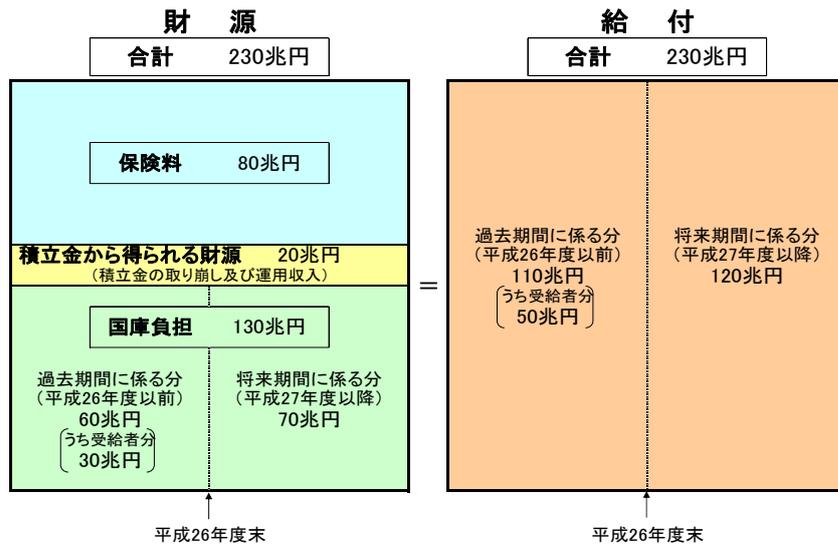
—人口：出生中位、死亡中位 経済：ケースG—



(注) 長期的な経済前提は次の通り。
 物価上昇率 0.9%
 賃金上昇率 (実質対物価) 1.0%
 運用利回り (実質対物価) 2.2%
 運用利回り (ｽﾌﾟﾚｯﾄ対賃金) 1.2%

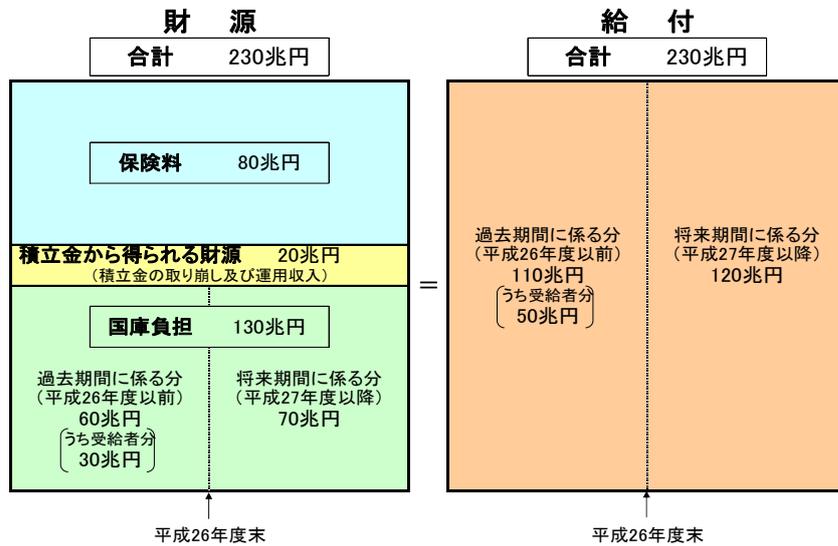
○ 賃金上昇率による換算

－人口：出生中位、死亡中位 経済：ケースC－



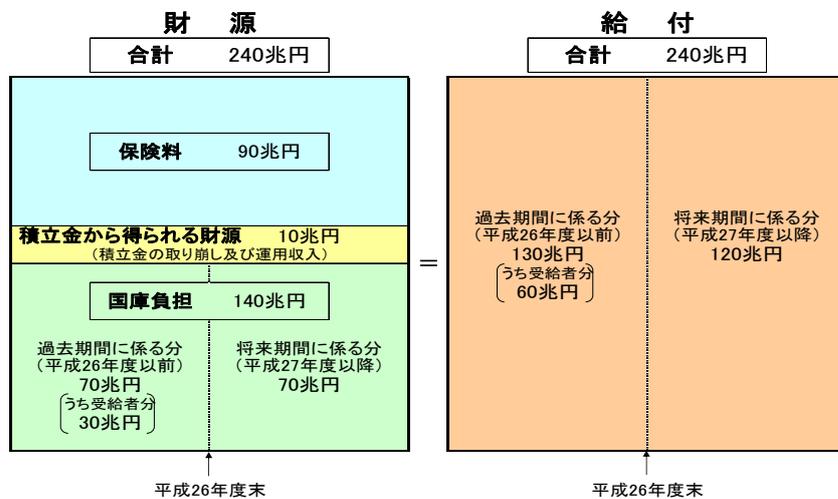
(注) 長期的な経済前提は次の通り。
 物価上昇率 1.6%
 賃金上昇率 (実質<対物価>) 1.8%
 運用利回り (実質<対物価>) 3.2%
 運用利回り (ｽﾌﾟﾚｯﾄ<対賃金>) 1.4%

－人口：出生中位、死亡中位 経済：ケースE－



(注) 長期的な経済前提は次の通り。
 物価上昇率 1.2%
 賃金上昇率 (実質<対物価>) 1.3%
 運用利回り (実質<対物価>) 3.0%
 運用利回り (ｽﾌﾟﾚｯﾄ<対賃金>) 1.7%

－人口：出生中位、死亡中位 経済：ケースG－



(注) 長期的な経済前提は次の通り。
 物価上昇率 0.9%
 賃金上昇率 (実質<対物価>) 1.0%
 運用利回り (実質<対物価>) 2.2%
 運用利回り (ｽﾌﾟﾚｯﾄ<対賃金>) 1.2%

《参考》厚生年金及び国民年金の給付現価と財源構成について

○ 給付現価と財源構成の考え方

公的年金の給付財源は、保険料収入、国庫負担及び積立金（運用収入及び元本の取崩し）であり、毎年度の給付はこれらの収入により賄われています。

平成 26 年財政検証においては、将来推計人口（少子高齢化の状況）及び経済について、以下のような前提を設定しています（労働力率等のその他の前提については、年金特別会計財務書類をご覧ください）。

なお、図 12 のうち、〈厚生年金の給付現価と財源構成〉につきましては、平成 27 年 10 月以降、被用者年金一元化により共済年金（厚生年金相当）と厚生年金は一体として運営することから、財源と給付について共済年金（厚生年金相当）を含むもので作成しています。

・ 将来推計人口（少子高齢化の状況）の前提

国立社会保障・人口問題研究所が平成 24 年 1 月に公表した「日本の将来推計人口」を用いて、合計特殊出生率及び死亡率について中位、高位、低位の 3 通りをそれぞれ設定しています。

＜合計特殊出生率及び平均寿命の前提＞

合計特殊出生率		平均寿命	
平成22(2010)年(実績)	平成72年(2060)年	平成22(2010)年(実績)	平成72年(2060)年
1.39	出生高位 1.60 出生中位 1.35 出生低位 1.12	男 79.55 女 86.30	死亡高位 <ul style="list-style-type: none"> 男 83.22 女 89.96 死亡中位 <ul style="list-style-type: none"> 男 84.19 女 90.93 死亡低位 <ul style="list-style-type: none"> 男 85.14 女 91.90

・ 経済前提

以下のような、長期的な経済状況を見通す上で重要な全要素生産性（TFP）上昇率を軸とした幅の広い複数ケース（ケースAからケースHまでの 8 ケース）を設定しています。

＜足下（平成 35（2023）年度まで）の経済前提＞

○ 内閣府 経済再生ケースに準拠する経済前提（ケースA～E）

	平成 26 (2014)	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	平成 32 (2020)	平成 33 (2021)	平成 34 (2022)	平成 35 (2023)
物価上昇率（暦年※1）	2.6%	2.7%	2.7%	2.2%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%
実質賃金上昇率（対物価上昇率）	△1.6%	△0.2%	△0.2%	1.4%	1.7%	1.8%	1.9%	1.9%	2.2%	2.1%
名目賃金上昇率	1.0%	2.5%	2.5%	3.6%	3.7%	3.8%	3.9%	3.9%	4.2%	4.1%
実質運用利回り（対物価上昇率）（※2）	△1.3%	△0.8%	△0.5%	0.4%	1.1%	1.6%	2.0%	2.3%	2.6%	2.9%
名目運用利回り（※2）	1.3%	1.9%	2.2%	2.6%	3.1%	3.6%	4.0%	4.3%	4.6%	4.9%

○ 内閣府 参考ケースに準拠する経済前提（ケースF～H）

	平成 26 (2014)	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	平成 32 (2020)	平成 33 (2021)	平成 34 (2022)	平成 35 (2023)
物価上昇率（暦年※1）	2.6%	2.3%	2.0%	1.4%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%
実質賃金上昇率（対物価上昇率）	△1.6%	△0.7%	0.3%	1.5%	1.6%	1.5%	1.4%	1.3%	1.5%	1.5%
名目賃金上昇率	1.0%	1.6%	2.3%	2.9%	2.8%	2.7%	2.6%	2.5%	2.7%	2.7%
実質運用利回り（対物価上昇率）（※2）	△1.3%	△0.7%	△0.1%	0.7%	1.2%	1.5%	1.7%	1.9%	2.0%	2.2%
名目運用利回り（※2）	1.3%	1.6%	1.9%	2.1%	2.4%	2.7%	2.9%	3.1%	3.2%	3.4%

（※1）内閣府「中長期的な経済財政に関する試算」の公表値は年度ベースであるが、年金額の改定等に用いられる物価上昇率は暦年ベースである。上表は暦年ベースである。
 （※2）名目運用利回りの設定は、長期金利に内外の株式等による分散投資でどのくらい上積みできるか（分散投資効果）を 0.4%（平成 36（2024）年度以降の長期の経済前提における設定を参考）として、これを加味して設定。また、平成 21 年財政検証における設定と同様、長期金利上昇による国内債券への影響を考慮して設定。

<長期（平成 36（2024）年度以降）の経済前提>

		将来の経済状況の過程		経済前提				(参考)
		労働力率	全要素生産性 (TFP) 上昇率	物価上昇率	賃金上昇率 (実質<対物価>)	運用利回り		
						実質 <対物価>	スプレッド <対賃金>	
ケースA	内閣府試算「経済再生ケース」に接続するもの	労働市場への参加が進むケース	1.8%	2.0%	2.3%	3.4%	1.1%	1.4%
ケースB			1.6%	1.8%	2.1%	3.3%	1.2%	1.1%
ケースC			1.4%	1.6%	1.8%	3.2%	1.4%	0.9%
ケースD			1.2%	1.4%	1.6%	3.1%	1.5%	0.6%
ケースE			1.0%	1.2%	1.3%	3.0%	1.7%	0.4%
ケースF	内閣府試算「参考ケース」に接続するもの	労働市場への参加が進まないケース	1.0%	1.2%	1.3%	2.8%	1.5%	0.1%
ケースG			0.7%	0.9%	1.0%	2.2%	1.2%	△0.2%
ケースH			0.5%	0.6%	0.7%	1.7%	1.0%	△0.4%

○ 給付現価の換算について

積立方式の企業年金等において責任準備金（現時点で保有すべき積立金）を計算する場合には、今後の積立金の運用収入を考慮し、将来の支出を賄うために現時点で必要な積立金の額を計算する必要があるため、運用利回りをを用いて換算しています。

一方、公的年金では賦課方式を基本とした財政方式を採用していることに着目すれば、将来の年金給付や保険料負担等の規模の把握という観点から賃金上昇率で換算する方法が適切です。

⑨ 資産・負債差額

・ 貸借対照表の資産と負債の差額は、貸方に「資産・負債差額」として整理されています。

「資産・負債差額」は、企業会計の「純資産」として表示されている部分に相当しますが、国の会計においては、企業会計のような払込資本に関する取引がないこと、また、国の活動においては利益獲得を目的とせず損益計算の意義は乏しいことから、企業会計の「純資産の部」と同様の位置付けとすることは適当ではありません。

資産及び負債の差額をどう位置付けるかについては種々議論がありましたが、国の資産は必ずしも将来の支払い財源とはならないこと、さらに、一定の仮定に基づき資産評価を行わざるを得ないことから、積極的な位置付けは見出しにくく、よって「資産・負債差額の部」として整理することとされました。

なお、この資産と負債の差額の内訳については、その約半分が財務書類作成開始時に生じた差額であり、作成開始時以降は、資産・負債差額増減計算書を作成して、資産と負債の差額の増減要因を明らかにしていることから、資産と負債の差額は「資産・負債差額」として一括表示することとしています。

(2) 業務費用計算書

業務費用計算書

(自 平成30年 4月 1日)

(至 平成31年 3月31日)

(単位:十億円)

人件費	4,479
退職給付引当金等繰入額	745
基礎年金給付費	22,976
国民年金給付費	465
厚生年金給付費	23,683
国家公務員共済組合連合会等交付金	4,696
保険料等交付金	10,034
その他社会保障費	2,669
補助金等	31,200
委託費等	2,404
地方交付税交付金等	19,353
運営費交付金	2,957
庁費等	3,085
公債事務取扱費	30
減価償却費	5,421
貸倒引当金繰入額	609
支払利息	7,305
資産処分損益	460
出資金等評価損	332
その他の業務費用	2,159
本年度業務費用合計	145,062

企業会計においては、当期の経営成績について、その額及び発生原因を明らかにすること等を目的として損益計算書が作成されています。一方、国の会計では、強制的に徴収された税金等を財源としてこれを配分し、利益獲得は予定されておらず、また、財源と費用の関係には、企業会計のような費用と収益の対応関係はありません。したがって、企業会計と同様の損益計算書を作成することは適当ではありません。

国においては、行政の効率性等を判断する必要を踏まえ、業務実施にあたり投入されたコストに対してどれだけ効用・便益等を得ることができたのかという観点で、費用の発生状況に焦点をあてた業務費用計算書を作成することとしています。

次ページにて、業務費用計算書における個別の事項について説明します。

① 業務費用計算書に計上する費用

- ・ 業務の実施に伴う費用を発生主義で捉えてコストとして計上しています。
- ・ 資産処分益や引当金戻入についても業務費用計算書で計上しています。

業務費用計算書には、国の業務実施に伴い発生した費用を発生主義で捉えて計上しています。これにより、退職給付引当金等の繰入額、減価償却費、資産処分損益、出資金等の資産評価損など、決算書には現れないコストについても費用として計上され、業務実施に伴う総コストが明らかとなります。

資産処分損益については、企業会計的な発想によれば、処分損は業務費用計算書に、処分益は資産・負債差額増減計算書に計上すると考えられます。しかし、処分損と処分益は、資産処分という同一の経済事象により生じる差額であって、国における資産処分損益は、他の業務費用と財源との関係とはむしろ異なると考えられます。

そこで、国の財務書類では、いずれも業務費用計算書に計上することとしています。また、引当金の戻入についても、同様に業務費用計算書に計上することとしています。

② 債務償還費の取扱い

- ・ 業務費用の計算においては、債務償還費（公債及び借入金の元本部分の償還費）を除外することとしています。

公債や借入金等の債務償還等の支払いは、国債整理基金特別会計において行われており、同特別会計においては、債務償還に係る支払いは債務の元本部分も含めて歳出予算として計上されています。

特別会計であることに鑑みれば、債務償還費をも含めたところで国債整理基金特別会計における業務費用としてとらえる考え方もありますが、公債及び借入金の元本部分の償還費については、一般的な費用の概念になじまないことから、業務費用とはしないこととしています。

(3) 資産・負債差額増減計算書

資産・負債差額増減計算書

(自 平成30年 4月 1日)

(至 平成31年 3月31日)

(単位:十億円)

I 前年度末資産・負債差額	▲ 568,362
II 本年度業務費用合計	▲ 145,062
III 財源	129,777
租税等財源	64,224
その他の財源	65,552
IV 資産評価差額	3,036
V 為替換算差額	▲ 4,061
VI 公的年金預り金の変動に伴う増減	▲ 648
VII その他資産・負債差額の増減	1,965
VIII 本年度末資産・負債差額	▲ 583,357

国の財務書類では、業務実施に伴い発生した費用の発生状況に焦点をあてた計算書として業務費用計算書を作成することとしていますが、この計算書だけでは、貸借対照表の資産・負債差額がどのような要因で増減したのかがわかりません。

そこで、税収等の財源や業務費用計算書に計上されない資産評価差額等、貸借対照表の資産・負債差額についての増減要因を表すための計算書として、資産・負債差額増減計算書を作成しています。

資産・負債差額増減計算書は、前年度末の貸借対照表の資産・負債差額と本年度末の貸借対照表の資産・負債差額の増減を要因別に開示し、貸借対照表の資産・負債差額と連動させています。

以下、この資産・負債差額増減計算書について説明します。

① 資産・負債差額増減計算書の計上項目

- ・ 資産・負債差額増減計算書には、資産・負債差額の増減要因ごとに「本年度業務費用合計」、「財源」、「資産評価差額」、「為替換算差額」、「公的年金預り金の変動に伴う増減」及び「その他資産・負債差額の増減」に区分して計上しています。

資産・負債差額増減計算書の計上項目について、簡単に説明します。

- i) 「本年度業務費用合計」には、業務費用計算書の「本年度業務費用合計」の金額を計上しています。

- ii) 「財源」には、業務実施の財源について、「租税等財源」と「その他の財源」に区分して計上しています。
- iii) 「資産評価差額」には、有価証券及び出資金の評価差額（強制評価減に係るものを除く。）及び国有財産台帳の価格改定に伴う評価差額等を計上しています。なお、有価証券及び出資金の強制評価減を実施した場合の差額については、損失として業務費用計算書に「出資金等評価損」として計上しています。
- iv) 「為替換算差額」には、国（外国為替資金特別会計）が保有する外貨建金銭債権債務等の評価替えに伴う為替換算差額を計上しています。
企業会計では、一般的に、外貨建金銭債権債務等に係る年度末の為替換算差額は損益計算書に計上しますが、国が外貨準備として保有している外貨建金銭債権債務等については、その保有目的に鑑みて為替換算差額を各年度の業務費用とすることは適当ではないことから、資産・負債差額の増減に計上することとしています。
- v) 「公的年金預り金の変動に伴う増減」には、公的年金預り金として負債計上しているものの変動額を計上しています。
- vi) 「その他資産・負債差額の増減」には、法令等に基づいて行われる財産の無償所管換等による資産・負債差額の増減や、資金の増減のうち歳入歳出外で増減するもの等について計上しています。

② 「財源」－「業務費用」＝当期純損失相当額の表示

- ・ 資産・負債差額増減計算書の「財源」から「本年度業務費用合計」を差し引いた金額は、企業会計における当期純損失に相当するものであり、本年度の業務費用が租税等財源等の財源で賄えているかどうかについてみるができます。

国の財政活動は、利益の獲得を目的としていないことから、損益計算は行っていません。しかし、資産・負債差額増減計算書の「財源」から「本年度業務費用合計」を差し引いた金額から、本年度の業務費用を租税等財源等の財源で賄えているかどうかを見ることができます。

平成30年度の資産・負債差額増減計算書によると、財源が129.8兆円であるのに対し、業務費用は145.1兆円であり、差し引くと▲15.3兆円となり、超過費用が発生していることがわかります。（費用の超過分については、公債発行により賄っています。）

(4) 区分別収支計算書

区分別収支計算書

(自 平成30年 4月 1日)

(至 平成31年 3月31日)

(単位:十億円)

I 業務収支	
1 財源	
租税等収入	64,224
その他の収入	65,578
前年度剰余金受入	13,980
資金からの受入(予算上措置されたもの)	14,560
財源合計	158,342
2 業務支出	
(1) 業務支出(施設整備支出を除く)	
人件費	▲ 5,285
恩給費	▲ 229
年金給付費	▲ 47,065
国家公務員共済組合連合会等交付金	▲ 4,696
保険料等交付金	▲ 9,997
その他社会保障費	▲ 2,666
補助金等	▲ 36,504
地方交付税交付金等	▲ 19,353
貸付けによる支出	▲ 115
出資による支出	▲ 496
庁費等の支出	▲ 4,012
その他	▲ 1,137
資金への繰入(予算上措置されたもの)	▲ 10,630
業務支出(施設整備支出を除く)合計	▲ 142,185
(2) 施設整備支出	
施設整備支出合計	▲ 4,636
業務支出合計	▲ 146,821
業務収支	11,521
II 財務収支	
公債/政府短期証券の発行による収入	149,586
公債/政府短期証券の償還による支出	▲ 132,501
借入による収入	31,030
借入金の返済による支出	▲ 30,553
リース・PFI債務の返済による支出	▲ 49
支払利息	▲ 8,751
その他財務収支	▲ 30
資金からの受入	9,986
資金への繰入	▲ 11,275
財務収支	7,443
本年度収支	18,964
資金からの受入(決算処理によるもの)	45
資金への繰入(決算処理によるもの)	▲ 3,306
翌年度歳入繰入	15,702
特別会計に関する法律第47条第1項の規定による借換国債収入額	52,463
翌年度歳入繰入の預託金への運用	▲ 883
翌年度歳入繰入の預託金以外への運用	▲ 189
収支に関する換算差額	▲ 249
資金等歳計外現金・預金本年度末残高	25,084
国庫余裕金の繰替使用	▲ 40,600
本年度末現金・預金残高	51,328

区分別収支計算書は、企業会計におけるキャッシュ・フロー計算書に相当し、現金・預金の増減を示す計算書として作成します。

企業会計においては、企業の資金創出能力や支払能力を評価するなどの観点から、現金及び現金同等物の増減を示すキャッシュ・フロー計算書が作成されています。

国の会計においては、歳入歳出決算で現金収支の状況は明らかになっています。しかし、歳入歳出決算は、予算統制等の観点からの表示区分になっているため、企業会計的な観点からはわかりにくいものとなっています。

そこで、財政資金の流れを区分別に明らかにするための書類として、歳入歳出決算の計数を並び替えて、区分別収支計算書を作成しています。

以下、区分別収支計算書について説明します。

① 区分別収支計算書の区分

- ・ **区分別収支計算書の収支区分は、「業務収支」及び「財務収支」の2区分としています。**

企業会計のキャッシュ・フロー計算書は、営業活動、投資活動及び財務活動の3区分となっていますが、国の会計においては、将来の負担となる資金調達及び返済に関する収支（利息の支払額や資金調達に関する事務取扱費を含む。）を「財務収支」、それ以外の収支を「業務収支」として計上することとしています。

なお、「業務収支」については、「財源」及び「業務支出」に区分しています。

「業務支出」のうち、公共用財産を含む国有財産の形成に繋がる支出を明らかにするため、「業務支出（施設整備支出を除く）」と「施設整備支出」に区分しています。

② 貸借対照表の「現金・預金」との連動

- ・ **「本年度収支」の下で、資金等の歳入歳出外の現金預金の残高を調整し、その結果を「本年度末現金・預金残高」として、貸借対照表の「現金・預金」と一致させています。**

「国の財務書類」における貸借対照表の「現金・預金」には、歳入歳出の決算上の剰余金のほか、各省庁が保有する資金等の歳入歳出外現金預金残高が含まれます。一方、区分別収支計算書は国の歳入歳出決算を並び替えて作成するため、区分別収支計算書の「本年度収支」の計数は、歳入歳出決算の剰余金の額となっています。

そこで、「本年度収支」の下で、資金等の歳入歳出外の現金預金の残高を調整し、貸借対照表の「現金・預金」の金額と一致させています（図13を参照）。

なお、先に述べた現金・預金計上額の特性から、区分別収支計算書の最後に示される「本年度末現金・預金残高」の金額についても、出納整理期間中の現

金の授受を加味した後の金額となっており、会計年度末の实在高とは相違することに留意が必要です。

図 13 区分別収支計算書の本年度収支以下の表示内容

区分別収支計算書		
(自 平成30年 4月 1日)		
(至 平成31年 3月 31日)		
(単位:十億円)		
本年度収支	18,964	← 決算上の歳入歳出差額
資金からの繰入(決算処理によるもの)	45	← 決算整理事項
資金への繰入(決算処理によるもの)	▲ 3,306	← 決算整理事項
翌年度歳入繰入	15,702	← 決算上の翌年度歳入繰入
特別会計に関する法律第47条第1項の規定による借換国債収入額	52,463	} 歳入歳出外現金・預金の加算等、現金・預金残高に合わせるための調整
翌年度歳入繰入の預託金への運用	▲ 883	
翌年度歳入繰入の預託金以外への運用	▲ 189	
収支に関する換算差額	▲ 249	
資金等歳計外現金・預金本年度末残高	25,084	
国庫余裕金の繰替使用	▲ 40,600	
本年度末現金・預金残高	51,328	← B/S:「現金・預金」に一致

(注) 「翌年度歳入繰入の預託金以外への運用」には、国債整理基金特別会計における余裕金の国債への運用を計上しています。

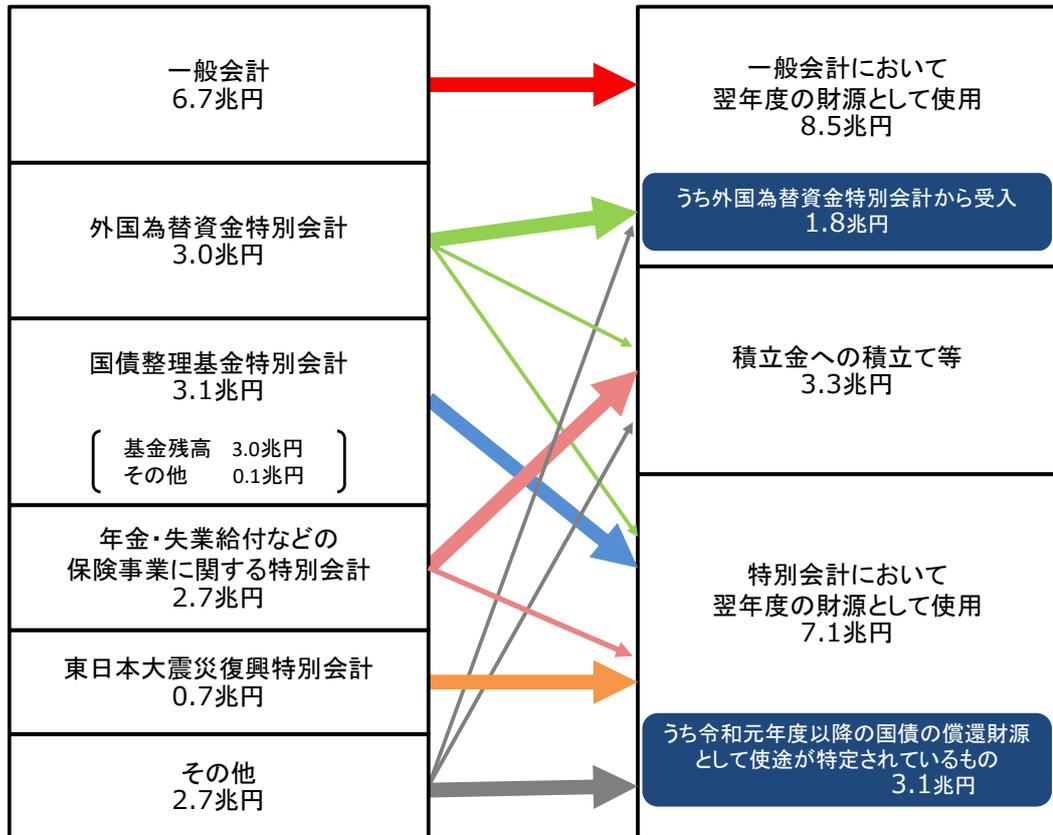
△コラム▽ 平成 30 年度の「本年度収支」19.0 兆円の使途別内訳について

平成 30 年度の「本年度収支」19.0 兆円の主要会計別の内訳は、図 14 の左側に示しているとおりです。この決算上の剰余金は、同図の右側に示しているとおり、それぞれ使途が定まっているものであって、その他の財源として活用できないものであるという点に留意が必要です。

図 14 「本年度収支」19.0 兆円（平成 30 年度）の使途内訳について

本年度収支＝各会計の剰余金の合計
19.0兆円

《剰余金の使途内訳》
19.0兆円



4. 「連結財務書類」の特徴

(1) 連結財務書類の作成目的

国の業務の一部は、独立行政法人等を通じて実施されていますが、国の財務状況に関する一層の説明責任の履行の向上を図り、予算執行の効率化・適正化に資する財務情報を提供するためには、これらの独立行政法人等を含めたところの財務情報の開示が必要です。

そこで、国の業務と関連する事務・事業を行っている独立行政法人等を連結した「連結財務書類」についても合わせて作成・公表しています。

(2) 連結の考え方

上記の連結財務書類の作成目的に鑑みて、国の業務と関連する事務・事業を行っている法人を連結対象としています。

この国との「業務関連性」により連結する独立行政法人等は、『国（各省庁）が監督権限を有し、国（各省庁）から財政支出を受けている法人』とし、監督権限の有無及び財政支出の有無によって業務関連性を判断することとしています。

ただし、各省庁の監督権限が限定されている場合や、財政支出がない場合等には、業務関連性が弱く、連結を行うことにより一体として説明責任を果たす必要性は低いと考えられることから、連結対象からは除外しています。

(3) 連結の方法

連結財務書類の作成にあたっては、企業会計の連結の方法を準用して作成することとしています。業務関連性による連結の判断や資本連結の方法等、企業会計とは一部異なる方法により連結することとしています。

企業会計においては、連結に際しては同一の状況下での会計処理は統一されている必要がありますが、国においては、独立行政法人は独立行政法人会計基準、国立大学法人等は国立大学法人会計基準といったように、連結対象となる法人それぞれにおいて適用される会計基準が異なります。

連結に際しては、本来であれば会計処理の基準を統一することが望ましいと考えられますが、事務負担等の観点から困難であるため、基本的には、独立行政法人等の既存の財務諸表を利用し、独立行政法人等に固有の会計処理について、連結に際して必要な修正を行ったうえで連結することとしています。

(4) 連結財務書類の位置付け

省庁別財務書類は、予算執行の効率化・適正化等の目的のために作成されるものであることから、国の会計の財務書類を基本とすべきこと、また、連結に際しては国と独立行政法人等との会計処理統一の困難性等の技術的な問題が存在していることなどから、連結財務書類は参考情報として位置付けられています。

《参考》 平成 30 年度における連結対象法人

平成 30 年度「連結財務書類」で連結対象となっている法人数及び主な法人は、以下のとおりです。(法人名は、平成 30 年度末時点の名称になります。)

法人形態	連結法人数	主な法人名
独立行政法人	87 法人	全ての独立行政法人（郵便貯金・簡易生命保険管理機構、国際協力機構、日本学生支援機構、年金積立金管理運用独立行政法人、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、都市再生機構、住宅金融支援機構、日本高速道路保有・債務返済機構等）
国立大学法人等	90 法人	全ての国立大学法人及び大学共同利用機関法人
特殊会社	15 法人	日本郵政株式会社、株式会社日本政策投資銀行、株式会社国際協力銀行、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本貿易保険、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、新関西国際空港株式会社、中間貯蔵・環境安全事業株式会社
認可法人	4 法人	預金保険機構、外国人技能実習機構、農水産業協同組合貯金保険機構、原子力損害賠償・廃炉等支援機構
事業団	1 法人	日本私立学校振興・共済事業団
公庫	1 法人	沖縄振興開発金融公庫
その他特殊法人	4 法人	沖縄科学技術大学院大学学園、日本司法支援センター、全国健康保険協会、日本年金機構
合計	202 法人	

(注) 日本銀行については、省庁の監督権限が限定されているうえ、政府出資はあるもののその額は僅少であり、補助金等も一切支出していないことから、連結対象としていません。

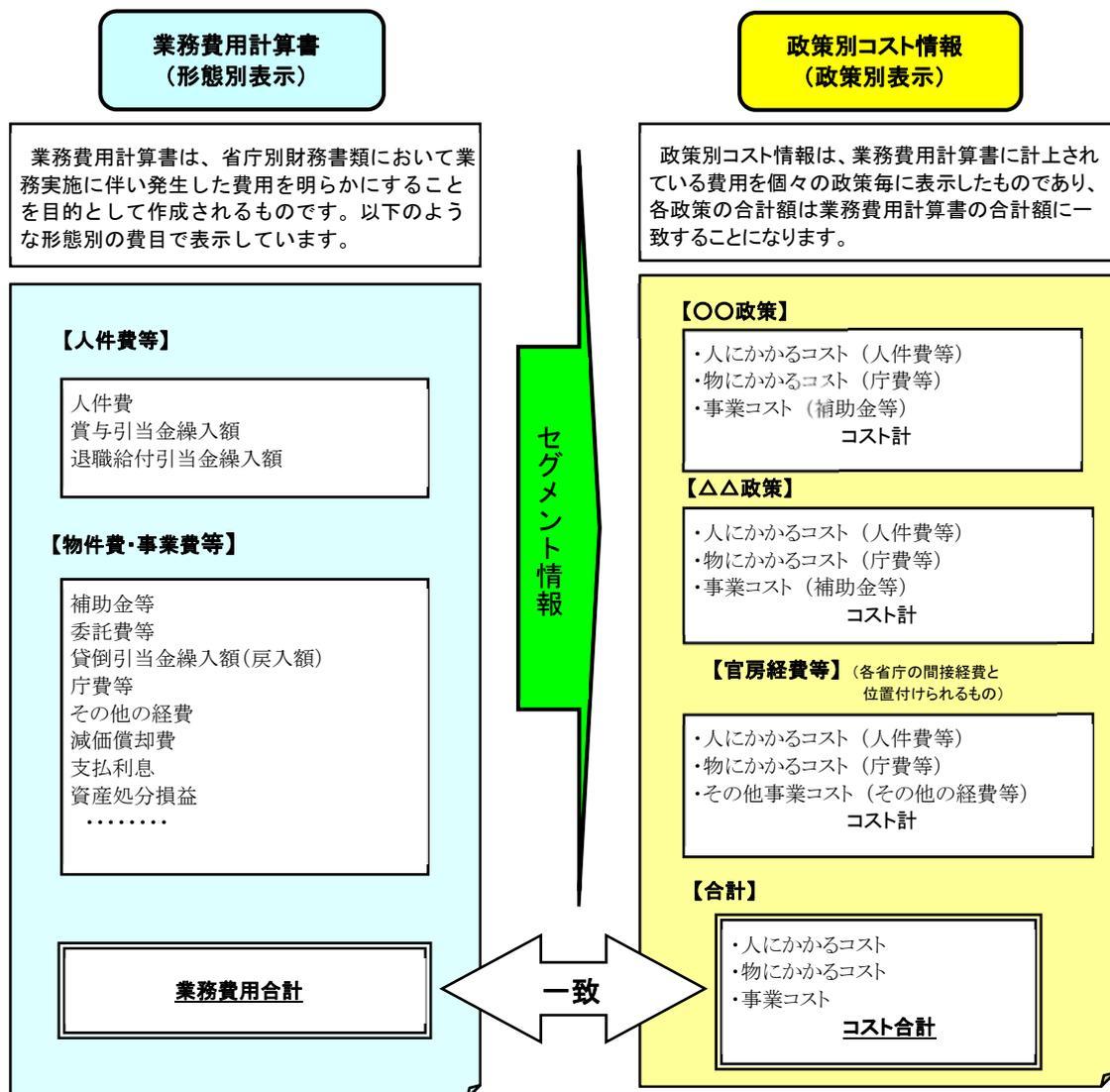
5. 「政策別コスト情報」について

(1) 作成の目的等

政策別コスト情報は、より一層の財務情報の充実を図るため、平成 21 年度決算分より各省庁において作成・公表されているものです。省庁別財務書類の業務費用計算書において人件費などの形態別に表示されている費用を、各省庁の政策評価項目毎に配分して表示したセグメント情報として作成しています（図 15 を参照）。

これにより、各省庁の個別の政策分野における費用の全体像が表示されることから、行政活動に関する国民等の理解の促進に資するとともに、行政担当者にとっては、事業コストと人・物にかかるコストの比較、経年変化や他事業との比較からコスト意識の醸成や事業の効率化への取組みを促すことなどが期待されます。

図 15 財務書類との関係



(2) 政策別コスト情報の内容構成

政策別コスト情報においては、それぞれの政策分野について、①政策にかかるコスト情報、②政策にかかるストックの情報、③参考情報（政策に配分された官房経費等、公債にかかる利払費など）のほか、④附属書類（部局別等のコスト内訳）が表示されています（図 16、図 21 を参照）。

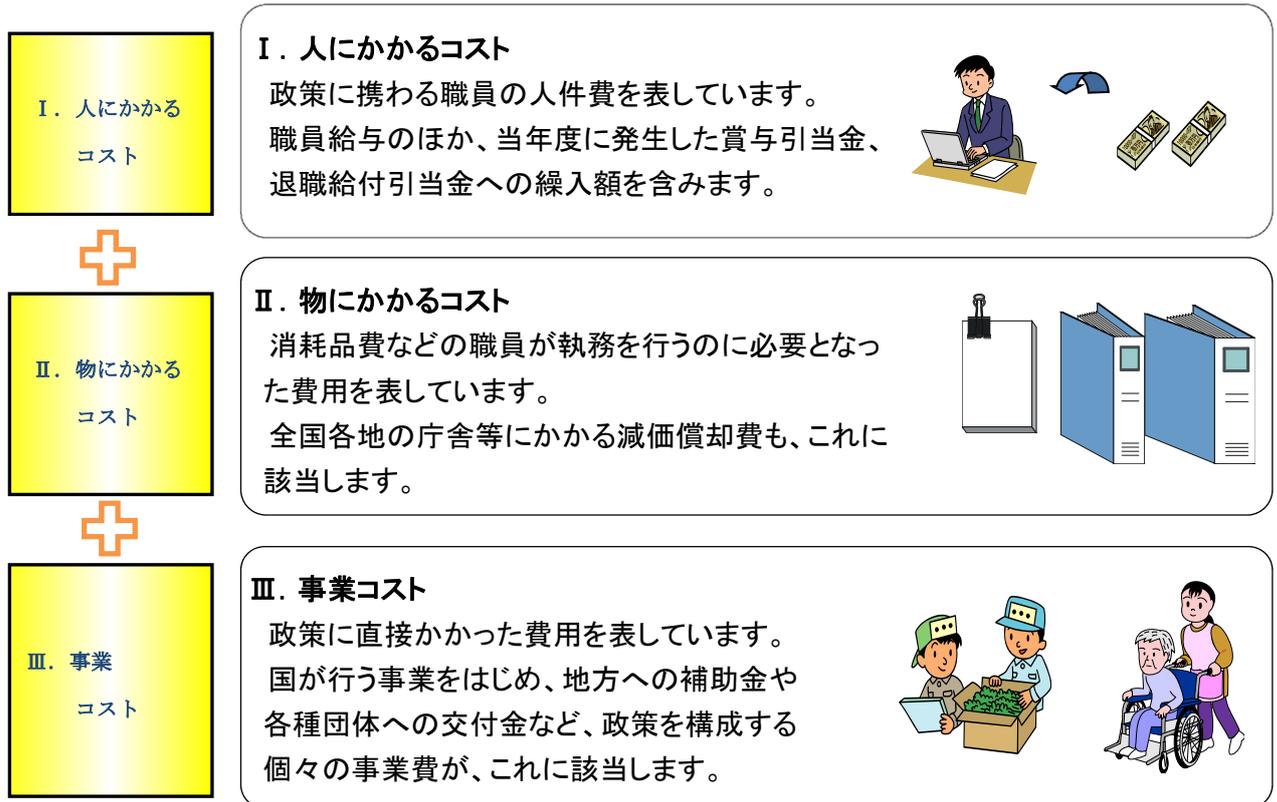
図 16 政策別コスト情報に関する調書

政策：1. ○○の確保にかかるコストの状況 (所管:○○省、一般会計、組織:○○本省、担当部局:○○局)							
1. 政策にかかるコスト		200		百万円			
(単位:百万円)							
区 分		経 費				(参考) 決算額	
		人件費	補助金	庁費等	減価償却費		
I	人にかかるコスト	10	-	-	-	-	
II	①物にかかるコスト	35	-	35	-	-	
	②庁舎等	3	-	-	3	-	
III	事業コスト	152	130	22	-	160	
コスト計(I+II+III)		200	130	57	3	-	
(参考) 自己収入		-					百万円
2. 政策にかかるストック情報							
(単位:百万円)							
区 分	主な資産等	ストック内訳				備 考	
		建 物	土 地	出資金	借入金		
	庁舎等	25	15	10	-	-	
	事業コスト	80	-	-	100	△ 20	
合 計		105	15	10	100	△ 20	
3. 参考情報							
(1) 当該政策に関連するコストの状況							
① 当該政策に配分された官房経費等の額 (単位:百万円)			② 当該政策に配分された当年度の公債にかかる利払費 40 百万円				
I	人にかかるコスト	6					
II	物にかかるコスト (庁舎等を含む。)	4					
III	その他事業コスト	-					
合 計		10					
(2) 政策の概要 ○○の確保を行うため、対象者への調査を行い××年度までの着実な実施を目指す。							
(3) 共通経費配分の方法 ・人にかかるコスト、物にかかるコストについては定員数により配分を行っている。 ・庁舎等については面積比による配分を行っている。							

① 政策にかかるコスト情報

各政策にかかるコストは、「人にかかるコスト」、「物にかかるコスト（庁舎等（減価償却費）を含む）」、「事業コスト」で構成されており、それらを合計したものより成り立っています（図 17 を参照）。

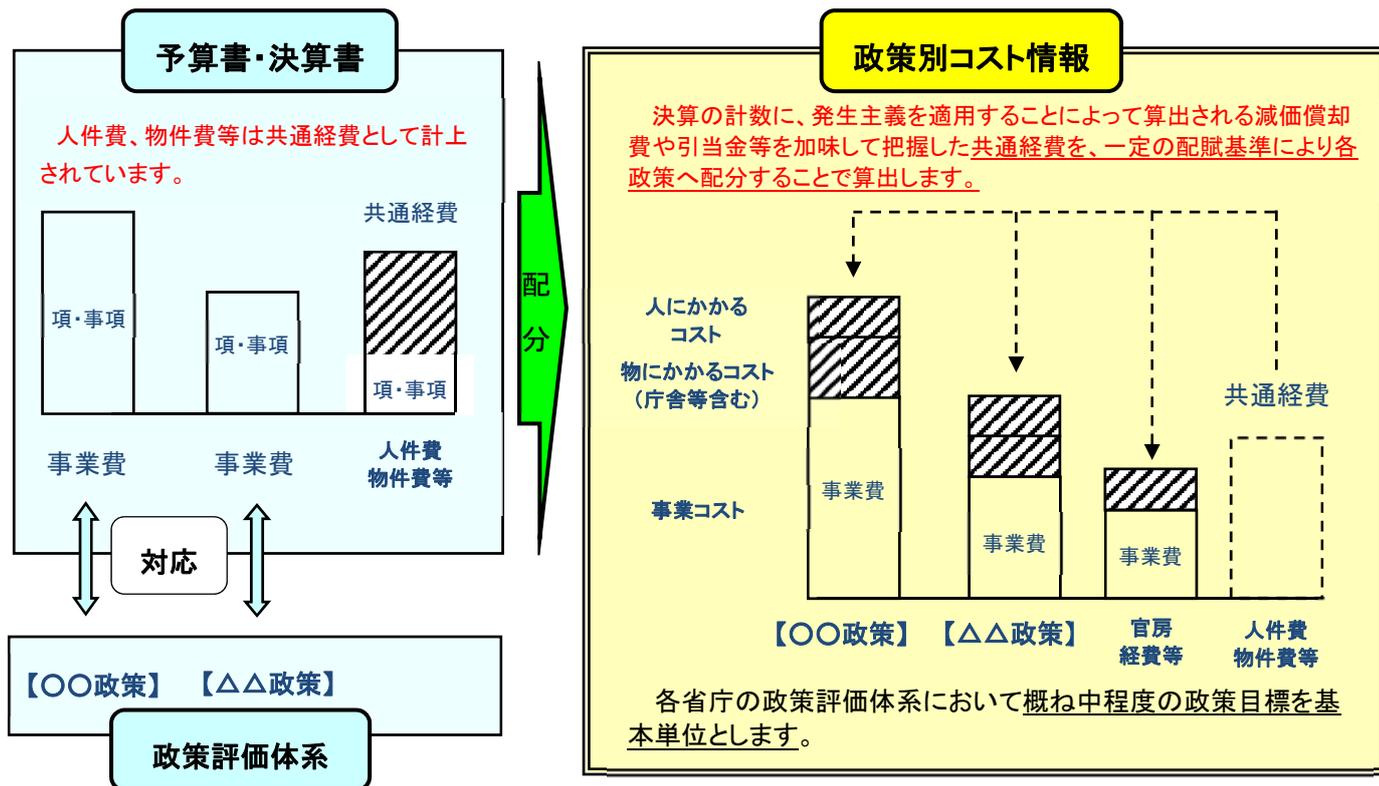
図 17 政策にかかるコストの構成



また、算出法としては、予算書・決算書の項・事項が政策評価における政策単位と原則として対応していますが、一方で、予算書・決算書では、個別政策と直接関連付けることが困難な人件費等については、共通経費として計上されています。

そこで、予算書・決算書では共通経費として一括計上されている人件費、物件費等を各政策へ一定の算定方法により配分し、事業費と合わせて各政策の費用の全体像を表しています（図 18 を参照）。

図 18 政策別コストの算出方法



○共通費の具体的な配分方法としては・・・

人件費：給与支払実績に基づく配分又は定員数に基づく配分を原則としています。

物件費：支払実績に基づく配分を原則とし、人件費の配分方法によることも認めることとしています。

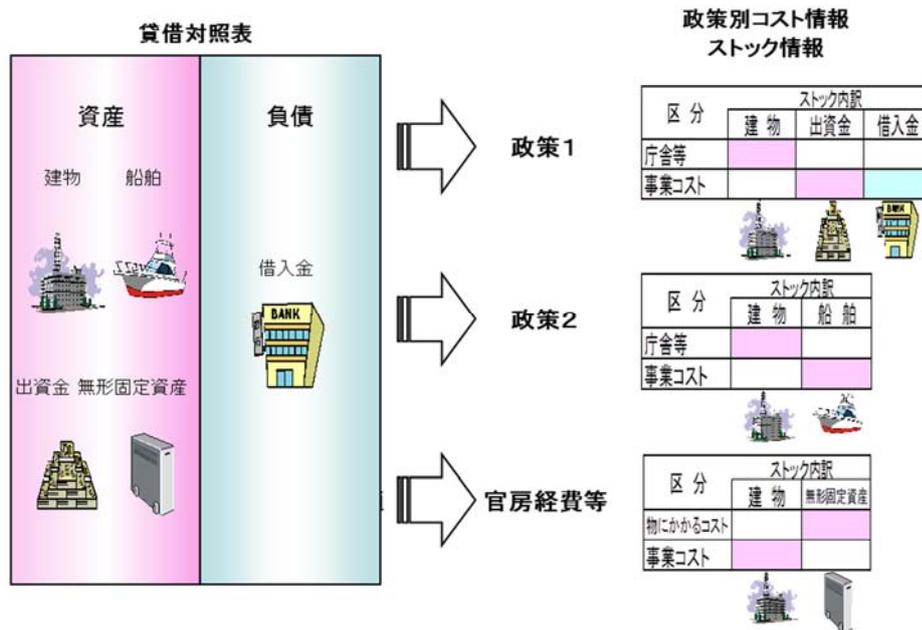
庁舎等にかかる減価償却費：各部局の占有面積比などによる配分を原則とし、人件費の配分方法によることも認めることとしています。

複数の政策評価単位の調整：部局内の係等の数による配分を原則としています。

② 政策にかかるストック情報

政策別コスト情報では、フローの情報だけではなく、政策によっては各省庁が保有する資産を活用して事務事業を行っているもののほか、政策にかかるコストとして計上された減価償却費についても基となる資産があることから、政策に関連する主な資産（負債）をストック情報として表示しています（図 19 を参照）。

図 19 政策にかかるストックの情報



(留意点)

- 各政策にかかるストックとして表示されている資産（負債）については、仮に各省庁の資産（負債）が個々の政策に帰属すると整理したものを表示しており、計上額についても一定の仮定に基づいて計上されています。
- 各政策に関連付けが不可能又は困難な資産（負債）については、官房経費等のコスト情報においてストック情報として一括計上されます。
- 個別の政策に対応する資産（負債）のうち、主なものを表示していることから、個別の政策の資産（負債）にかかる情報の合計額と省庁別財務書類の貸借対照表との各科目の額とは一致しない場合があります。
- ストックについては、行政運営に不可欠であり、市場での売却を想定していないものが大部分を占めております。表示されている額は、売却して直ちに現金化できる指標となるものではありません。

③ 参考情報

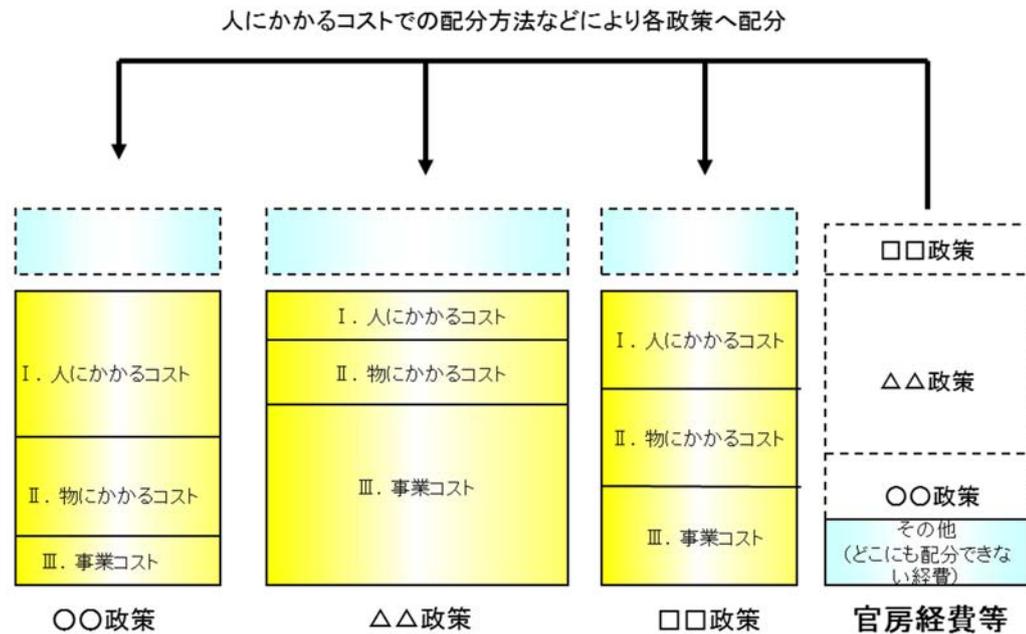
i) 政策に配分された官房経費等

政策別コスト情報における官房経費等とは、官房部局（大臣官房等）にかかる経費及び各政策にかかるコストとして計上されなかった事業経費を一括したものです。全体的な経費として各政策へ関わるものと位置付けることもできることから、各政策の間接経費と仮定し、各政策にかかるコストに配分した額を参考情報として政策別コスト情報において表示しています（図 20 を参照）。

官房とは・・・

各省庁は、主に人事、文書、会計等庶務の事務や各部局の事務を横断的に統合、調整を図るなど、省庁全体に関わる機能を持つ官房部局（大臣官房等）を設置しており、企業でいうところの総務部門的な部署に見立てることができます。

図 20 政策に配分された官房経費等



I～IIIの各コストの合計に、一定の配賦基準（人にかかるコストでの配分方法など）により配分された官房経費等の配分額を足し合わせてみることで、間接経費を含めたコスト全体をイメージすることができます。

ii) 公債にかかる利払費

省庁別財務書類において参考情報として記載されている公債にかかる利払費を、各政策の財源調達にかかるコストと考え、一般会計における政策別コストの割合により各政策へ配分しています。

iii) その他

政策の概要や共通経費の配分方法の情報を記載しています。

④ 附属書類（部局別等のコスト内訳）

ここでは、コスト情報を政策評価項目ごとではなく「一般会計と特別会計」、「本省の内部部局別」、「地方局・外局等」の部局別等に一定の配分方法に従い配分しています（図 21 を参照）。

図 21 部局別等のコスト内訳

政策：1. ○○の確保にかかるコストの状況

(単位:百万円)

区 分	一般会計			××特別会計	相殺消去	合計
	○○局	△△局	□□庁			
I 人にかかるコスト	2	3	5	—	—	10
II ①物にかかるコスト	5	10	20	—	—	35
②庁舎等	1	1	1	—	—	3
III 事業コスト	5	20	50	100	△ 23	152
(1) ○○○○○の効率化	—	5	30	100	△ 20	115
(2) ○○○○○の適切化	—	10	20	—	△ 3	27
(3) ○○○○○の公正化	5	5	—	—	—	10
コスト計(I + II + III)	13	34	76	100	△ 23	200

(3)「平成 30 年度政策別コスト情報」における各省庁政策評価項目一覧

○内閣府

1. 適正な公文書管理の実施
2. 政府広報・広聴による政府施策の理解、協力の促進
3. 経済財政政策の推進
4. 地方創生の推進
5. 科学技術・イノベーション政策の推進
6. 遺棄化学兵器廃棄処理事業の推進
7. 防災政策の推進
8. 原子力災害対策の充実・強化
9. 沖縄政策の推進
10. 共生社会実現のための施策の推進
11. 男女共同参画社会の形成の促進
12. 食品の安全性の確保
13. 公益法人制度の適正な運営の推進
14. 経済社会総合研究の推進
15. 迎賓施設の適切な運営
16. 宇宙開発利用に関する施策の推進
17. 北方領土問題の解決の促進
18. 子ども・子育て支援の推進
19. 有人国境離島政策の推進
20. 国際平和協力業務等の推進
21. 科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡
22. 官民人材交流センターの適切な運営
23. 公正かつ自由な競争の促進
24. 市民生活の安全と平穩の確保
25. 犯罪捜査の的確な推進
26. 組織犯罪対策の強化
27. 安全かつ快適な交通の確保
28. 国の公安の維持
29. 犯罪被害者等の支援の充実
30. 安心できる I T 社会の実現
31. 個人情報データの適正な取扱いの確保
32. 金融システムの安定と金融仲介機能の発揮
33. 利用者の保護と利用者利便の向上
34. 市場の公正性・透明性と市場の活力の向上
35. 横断的施策
36. 消費者政策の推進

○復興庁

1. 復興支援に係る施策の推進
2. 復興交付金制度に係る施策の推進
3. 原子力災害からの復興に係る施策の推進
4. 「新しい東北」の創造に係る施策の推進

○総務省

1. 行政改革・行政運営
2. 地方行財政
3. 選挙制度等
4. 電子政府・電子自治体

5. 情報通信（ICT政策）
6. 郵政行政
7. 国民生活と安心・安全
8. 公害等調整委員会の任務の遂行

○法務省

1. 基本法制の維持及び整備
2. 司法制度改革の成果の定着に向けた取組
3. 法務に関する調査研究
4. 再犯の防止等の推進
5. 検察権の適正迅速な行使
6. 矯正処遇の適正な実施
7. 更生保護活動の適切な実施
8. 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施
9. 破壊的団体等の規制処分の適正な審査・決定
10. 国民の財産や身分関係の保護
11. 人権の擁護
12. 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理
13. 出入国の公正な管理
14. 法務行政における国際化対応・国際協力
15. 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営

○外務省

1. 地域別外交
2. 分野別外交
3. 広報、文化交流及び報道対策
4. 領事政策
5. 経済協力
6. 分担金・拠出金

○財務省

1. 健全な財政の確保
2. 適正かつ公平な課税の実現
3. 国の資産・負債の適正な管理
4. 通貨及び信用秩序に対する信頼の維持
5. 貿易の秩序維持と健全な発展
6. 国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進
7. 政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保
8. 地震再保険事業の健全な運営
9. 安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理

○文部科学省

1. 生涯学習社会の実現
2. 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり
3. 義務教育の機会均等と水準の維持向上
4. 個性が輝く高等教育の振興
5. 奨学金制度による意欲・能力のある個人への支援の推進
6. 私学の振興
7. イノベーション創出に向けたシステム改革
8. 科学技術イノベーションの基盤的な力の強化

9. 未来社会に向けた価値創出の取組と経済・社会的課題への対応
10. 原子力事故による被害者の救済
11. スポーツの振興
12. 文化による心豊かな社会の実現
13. 豊かな国際社会の構築に資する国際交流・協力の推進

○厚生労働省

1. 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること
2. 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること
3. 働く人が安心して安全で快適に働くことができる環境を整備すること
4. 非正規労働者の処遇改善、女性の活躍推進や均等待遇、ワーク・ライフ・バランスの実現等働き方改革を推進すること
5. 意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること
6. 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること
7. 安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること
8. ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること
9. 障害のある人も障害のない人も地域とともに生活し、活動する社会づくりを推進すること
10. 高齢者ができる限り経済的に自立できるよう、所得確保の仕組みの整備を図ること
11. 高齢者ができる限り自立し、住み慣れた地域で自分らしく、安心して暮らせる社会づくりを推進すること
12. 国際化時代にふさわしい厚生労働行政を推進すること
13. 国民生活の向上に関わる科学技術及び医薬品等の研究開発の振興並びに保健衛生分野の調査研究の充実を図ること
14. 国民生活の利便性の向上に関わるICT化を推進すること

○農林水産省

1. 食料の安定供給の確保
2. 農業の持続的な発展
3. 農村の振興
4. 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展
5. 水産物の安定供給と水産業の健全な発展
6. 横断的に関係する政策

○経済産業省

1. 経済成長
2. 産業育成
3. 産業セキュリティ
4. 対外経済
5. 中小企業・地域経済
6. エネルギー・環境
7. 生活安全

○国土交通省

1. 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進
2. 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現
3. 地球環境の保全
4. 水害等災害による被害の軽減

5. 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保
6. 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化
7. 都市再生・地域再生の推進
8. 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上
9. 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護
10. 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備
11. ICTの利活用及び技術研究開発の推進
12. 国際協力、連携等の推進
13. 官庁施設の利便性、安全性等の向上

○環境省

1. 地球温暖化対策の推進
2. 地球環境の保全
3. 大気・水・土壌環境等の保全
4. 廃棄物・リサイクル対策の推進
5. 生物多様性の保全と自然との共生の推進
6. 化学物質対策の推進
7. 環境保健対策の推進
8. 環境・経済・社会の統合的向上
9. 環境政策の基盤整備
10. 放射性物質による環境の汚染への対処
11. 原子力規制行政に対する信頼の確保
12. 原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施
13. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等
14. 原子力の安全確保に向けた技術・人材の基盤の構築
15. 核セキュリティ対策の強化及び保障措置の着実な実施
16. 放射線防護対策及び危機管理体制の充実・強化

○防衛省

1. 総合的な防衛体制を構築し、各種事態の抑止・対処のための体制を強化
2. 外交政策と密接な連携を図りながら、日米同盟を強化
3. 諸外国との二国間・多国間の安全保障協力を積極的に推進、グローバルな安全保障環境の改善
4. 防衛力の能力発揮のための基盤の確立

<以上 151政策>

《参考》 政策評価を実施していない所管についてのコスト情報の取扱い

政策評価を実施していない皇室費、国会、裁判所、会計検査院、内閣の各所管においては、「政策別コスト情報」に準じた「事業コスト等の状況」を作成しています。

6. 「個別事業のフルコスト情報の開示」について

(1) 経緯

平成 27 年 4 月 30 日に財政制度等審議会財政制度分科会法制・公会計部会の下に設置されたワーキンググループより、「財務書類等の一層の活用」という観点から、『財務書類等の一層の活用に向けて（報告書）』が公表され、以下の提言がなされました。

- ・ 直接行政サービスを実施している代表的な事業については、各事業の単位当たりコスト情報を提供してはどうか。
- ・ 資源配分を行っている代表的な事業については、国から交付された資金が最終的に国民に行き渡るまでの中間コスト（間接経費）についての情報を提供してはどうか。

この提言を踏まえ、平成 26 年度決算分より試行的に以下の取組みを行うこととしました。

- ・ 「個別事業のフルコスト情報」の把握、開示
- ・ 各事業の「単位当たりコスト情報」の提供

(注 1) 「フルコスト」は、「政策別コスト情報」で区分している次のコストの合計。

人にかかるコスト + 物にかかるコスト + 庁舎等（減価償却費） + 事業コスト
(人件費) (物件費) (事業費)

(注 2) 「単位当たりコスト」とは、フルコストを「国民 1 人当たり」、「利用者 1 人当たり」、「業務 1 日当たり」といった指標で示したコストの金額。

(2) 「個別事業のフルコスト情報の開示」の取組みについて

① 「個別事業のフルコスト情報」の把握、開示

○ フルコスト情報の対象とする事業

フルコスト情報の対象は、事業名をみて所管する省庁がイメージできる事業など国民に興味をもってもらえるような事業等のほか、予算のPDCAサイクルに役に立つ情報が提供できそうな事業等を選定しています。(P54～56 参照)

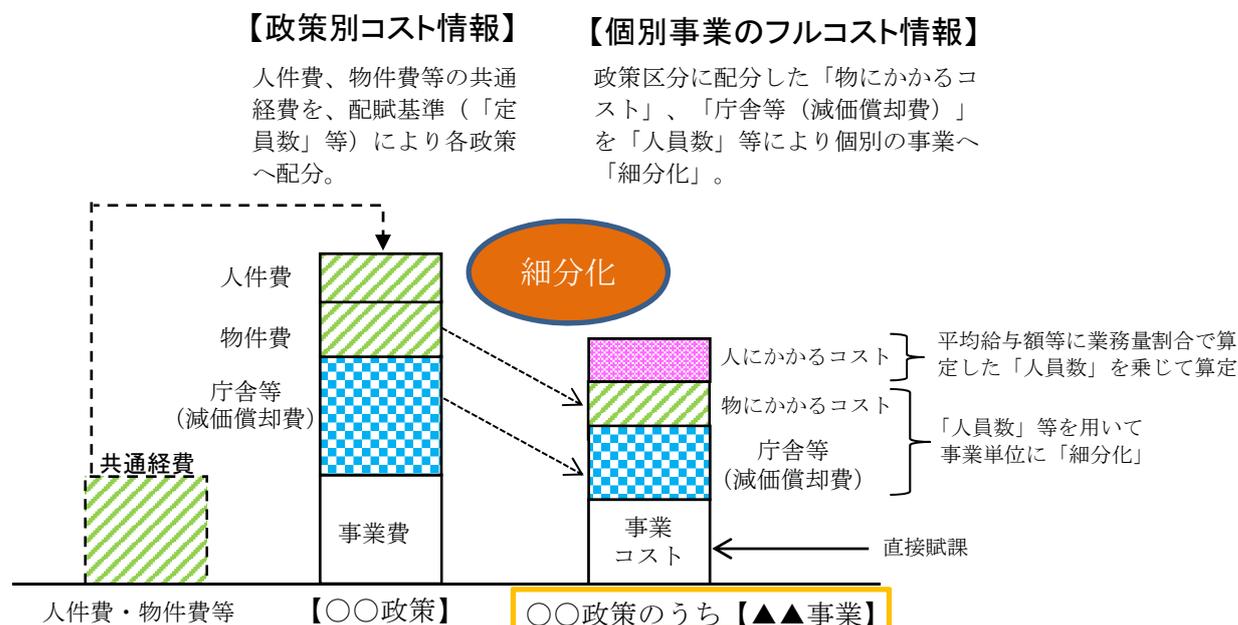
○ 事業形態に応じた区分

国の事業・業務は、国が直接実施しているものだけではなく、独立行政法人や地方公共団体などを通じて行われているものがあるため、『直接行政サービスを実施している事業（以下「直接行政サービス事業」という。）』『資源配分を行っている事業（以下「資源配分事業」という。）』のそれぞれにつき、国が直接実施している事業形態を「直接型」、独立行政法人等を通じて行われている事業形態を「間接型」と区分し、それぞれの事業形態に応じたフルコスト・中間コストを算定することとしています。(事業形態とそのフルコストの算定イメージについてはP52、53 参照)

○ フルコストの算定方法について

フルコストは、次の方法で算定しています。

- ・ 「人にかかるコスト」は、国家公務員の平均給与額等に、その事業に従事している職員の各「業務量割合」を合算して算出した「人員数」を乗じて算定しています。
- ・ 「物にかかるコスト」、「庁舎等（減価償却費）」は、「政策別コスト情報」のコスト情報を以下の図の考え方により「細分化」して算定しています。
- ・ 「事業コスト」は、直接賦課により算定しています。



② 各事業の「単位当たりコスト情報」の提供

「個別事業のフルコスト情報」をよりわかりやすく国民に対して開示することを目的として、単位当たりコストを算定しています。

「(行政サービスの)利用者1人当たり」のコストや「業務1日当たり」のコストを算定することにより事業のボリューム感を示しています。

○ 単位の主な具体例

・国民1人当たりコスト

その業務が行われていることで国民が行政サービス等を享受しているような性質の業務において、その業務には国民1人当たりどのくらいコストが発生しているのかを示す指標。

・利用者1人当たりコスト

国民がある行政サービス等を利用した場合に、自分が受けた行政サービスにはどのくらいコストが発生しているのかを示す指標。

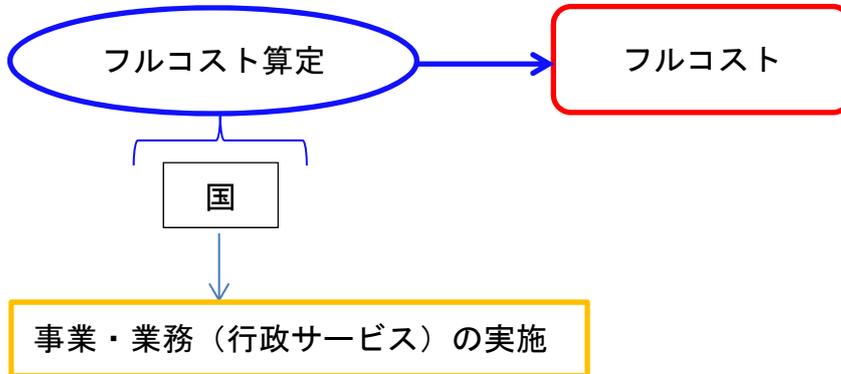
・業務1日当たりコスト

施設等の運営事業や警備業務・管理業務など一定期間にわたって継続して行政サービスを行う性質の事業・業務において、事業・業務を運営・実施するには1日当たりどのくらいコストが発生しているのかを示す指標。

「事業類型」ごとのフルコスト等の算定方法

1. 「直接行政サービス事業」（事業・業務に係る「フルコスト」）

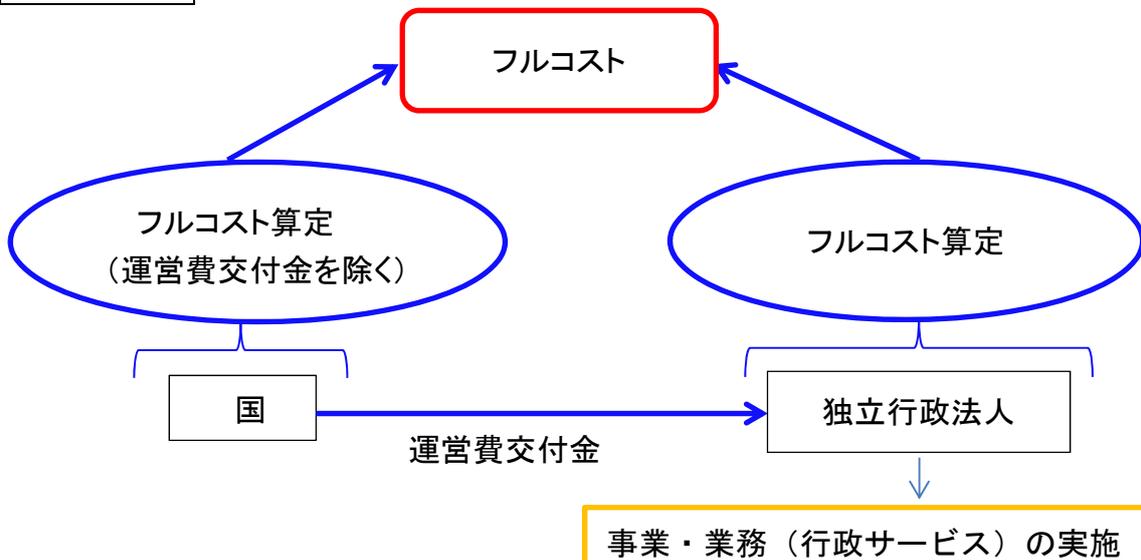
(1) 直接型



◎フルコスト【政策別コスト情報】

人にかかるコスト + 物にかかるコスト + 庁舎等（減価償却費） + 事業コスト

(2) 間接型



◎フルコスト = 国におけるフルコスト + 独立行政法人におけるフルコスト

○ 国におけるフルコスト

= 人にかかるコスト + 物にかかるコスト + 庁舎等（減価償却費）（+ 事業コスト★）

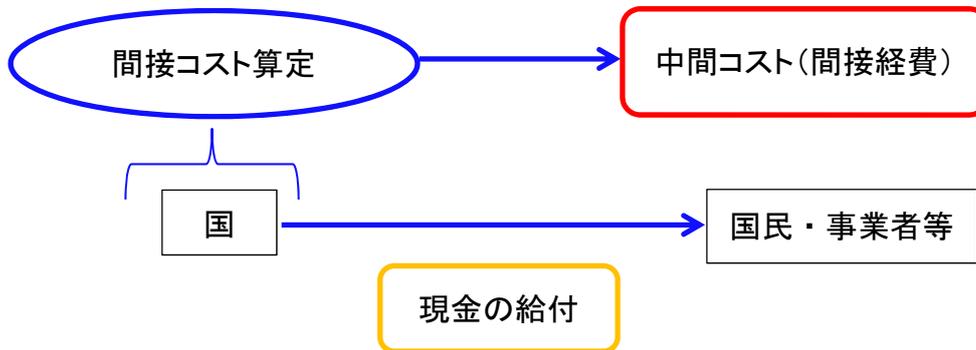
★ 事業・業務の運営費に係る「事業コスト」は含まない（独立行政法人において算定するため）

○ 独法におけるフルコスト（行政サービス実施コスト計算書より）

= 業務費用（人件費） + 業務費用（人件費以外） + 減価償却費（損益外）等

2. 「資源配分事業」（「現金の給付」に係る「中間コスト（間接経費）」

(1) 直接型



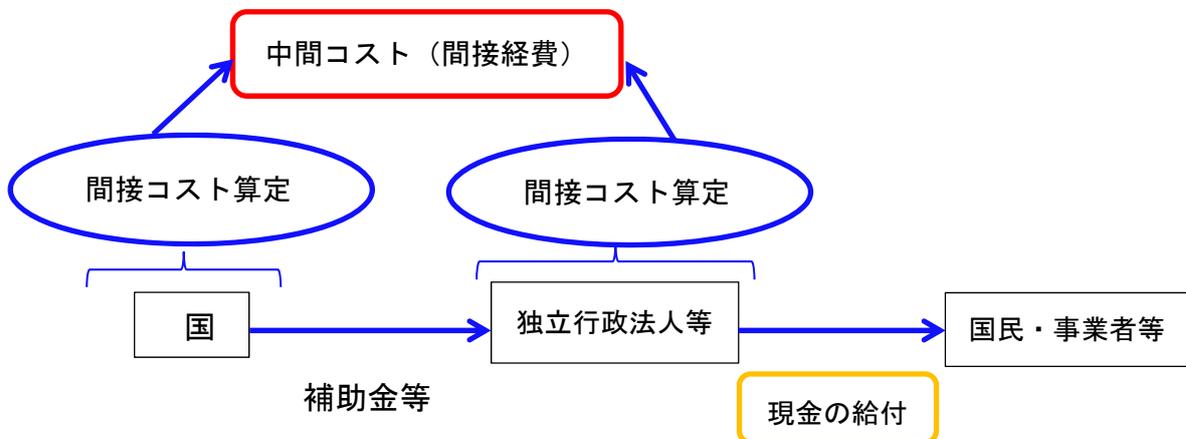
◎中間コスト（間接経費）

中間コスト（間接経費） = 国における間接コスト

※ 間接コストの算定方法は、直接行政サービス事業におけるフルコストの算定方法と同じ。

なお、「現金の給付」に係る事業コストは、間接コストの算定に含まない。

(2) 間接型



◎中間コスト（間接経費）

中間コスト（間接経費） = 国における間接コスト + 独立行政法人等における間接コスト

※ 独立行政法人における間接コストの算定方法は、直接行政サービス事業における独立行政法人のフルコストの算定方法と同じ。

なお、「補助金等」及び「現金の給付」に係る事業コストは、間接コストの算定に含まない。

(3) 平成 30 年度 フルコスト算定事業・業務一覧（類型別）【全 76 件】

1. 直接行政サービス事業（フルコスト）【63 件】

(1) 直接型（42 件）

- ① 青年国際交流事業（内閣府）
- ② 赤坂迎賓館参観事業（内閣府）
- ③ 京都迎賓館参観事業（内閣府）
- ④ 実用準天頂衛星システム事業の推進事業（内閣府）
- ⑤ 公認会計士試験業務（内閣府）
- ⑥ 社会保障・税番号制度システム整備等業務（内閣府）
- ⑦ 福島生活環境整備・帰還再生加速事業（防犯・防災委託事業）（復興庁）
- ⑧ 地方への移住・交流の推進事業（総務省）
- ⑨ 電波遮へい対策事業（総務省）
- ⑩ 消防庁危機管理機能の充実・確保事業（総務省）
- ⑪ 司法書士試験業務（法務省）
- ⑫ 矯正業務（法務省）
- ⑬ 人権相談業務（法務省）
- ⑭ 訟務業務（法務省）
- ⑮ 出入国在留管理業務（法務省）
- ⑯ 外国報道関係者招へい事業（外務省）
- ⑰ 外国メディア向けプレスツアー事業（外務省）
- ⑱ 日本特集番組制作支援事業（外務省）
- ⑲ 国税局電話相談センター運営事業（財務省）
- ⑳ 税理士試験業務（財務省）
- ㉑ 通関業務（財務省）
- ㉒ 輸出入通関業務（財務省）
- ㉓ 入国者に対する検疫業務（厚生労働省）
- ㉔ 薬剤師国家試験事業（厚生労働省）
- ㉕ 養育費相談支援センター事業（厚生労働省）
- ㉖ 輸出入植物検疫業務（農林水産省）
- ㉗ 輸出入動畜産物検疫業務（農林水産省）
- ㉘ 水産資源調査・評価に係る業務（農林水産省）
- ㉙ 獣医師国家試験業務（農林水産省）
- ㉚ 計量士国家試験業務（経済産業省）
- ㉛ 弁理士試験業務（経済産業省）
- ㉜ 国営公園維持管理事業（国土交通省）
- ㉝ 地殻変動等調査業務（水準測量業務）（国土交通省）
- ㉞ 防災情報提供センター業務（国土交通省）
- ㉟ 不動産鑑定士試験事業（国土交通省）
- ㊱ CO2 排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業（環境省）

- ③⑦ 地球環境保全試験研究事業（環境省）
- ③⑧ 土壌汚染調査技術管理者試験業務（環境省）
- ③⑨ 核燃料取扱主任者試験業務（環境省）
- ④⑩ 防衛医科大学校の維持事業（防衛省）
- ④⑪ 防衛大学校の維持事業（防衛省）
- ④⑫ 防衛問題セミナー業務（防衛省）

(2) 間接型 (21 件)

- ①【独立行政法人】国立公文書館業務（内閣府）
- ②【独立行政法人】国民生活センター相談事業（内閣府）
- ③【独立行政法人】統計調査の実施等事業（経常調査等）（総務省）
- ④【独立行政法人】国立女性教育会館研修事業（文部科学省）
- ⑤【独立行政法人】教員資格認定試験事業（文部科学省）
- ⑥【独立行政法人】教職員支援機構研修事業（文部科学省）
- ⑦【独立行政法人】国立青少年教育振興機構教育事業及び研修支援業務
（文部科学省）
- ⑧【独立行政法人】国立特別支援教育総合研究所研究事業・研修事業
（文部科学省）
- ⑨【公益財団法人】日本学校保健会補助事業（調査研究事業）（文部科学省）
- ⑩【国立大学法人等】国立大学法人等業務（文部科学省）
- ⑪【独立行政法人】X線自由電子レーザー施設（SACLA）の整備・共用事業
（文部科学省）
- ⑫【独立行政法人】大型放射光施設（SPring-8）の整備・共用事業
（文部科学省）
- ⑬【独立行政法人】国立美術館（展示）事業（文部科学省）
- ⑭【独立行政法人】国立文化財機構（展示）事業（文部科学省）
- ⑮【独立行政法人】国立看護大学校事業（厚生労働省）
- ⑯【公益財団法人】骨髄移植対策事業（厚生労働省）
- ⑰【健康保険組合・全国健康保険協会】糖尿病性腎症患者の重症化予防事業
（厚生労働省）
- ⑱【独立行政法人】戦略的輸出拡大サポート事業（商談会及び見本市への出展等
サポート）（農林水産省）
- ⑲【農業共済団体】農業共済事業事務費負担金事業（農林水産省）
- ⑳【独立行政法人】自動車事故対策機構適性診断業務（国土交通省）
- ㉑【独立行政法人】海技教育機構海技大学校運営事業（国土交通省）

2. 資源配分事業（中間コスト）【13件】

（1）直接型（6件）

- ① 犯罪被害給付金事業（内閣府）
- ② 恩給支給事業（総務省）
- ③ 労災保険給付業務（厚生労働省）
- ④ 失業等給付関係業務（厚生労働省）
- ⑤ 特別児童扶養手当給付事業（厚生労働省）
- ⑥ 強い農業づくり交付金事業（農林水産省）

（2）間接型（7件）

- ① 【独立行政法人】奨学金貸与事業（文部科学省）
- ② 【一般社団法人】事業承継・世代交代集中支援事業（経済産業省）
- ③ 【一般社団法人】省エネルギー投資促進に向けた支援等補助事業（経済産業省）
- ④ 【一般社団法人】電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助事業（経済産業省）
- ⑤ 【一般社団法人】燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費補助事業（経済産業省）
- ⑥ 【一般社団法人】燃料電池の利用拡大に向けたエネファーム等導入支援事業
(経済産業省)
- ⑦ 【独立行政法人】環境研究総合推進費業務（環境省）

(参考) 各省庁が公表している個別事業のフルコスト情報の開示へのリンク

https://www.mof.go.jp/budget/report/public_finance_fact_sheet/fy2017/link.html

「財務書類等の一層の活用に向けて（報告書）」（抄）

財政制度等審議会 財政制度分科会 法制・公会計部会

財務書類等の一層の活用に向けたワーキンググループ（平成 27 年 4 月 30 日）

第 2 活用の方角性

（3）行政活動の効率化・適正化のための活用

フルコスト情報の把握・活用により、行政活動の効率化・適正化が可能となるのではないか。

② 「政策別コスト情報」の改善

「政策別コスト情報」は、省庁の政策評価項目ごとのコストを表示したセグメント情報であり、人件費や事務費を含むフルコストで特定の政策に係る費用を一覧できるが、現状において、「政策別コスト情報」は予算の P D C A サイクルに活用されていない。

今後、会計記録の精緻化・細分化による個別事業のフルコスト情報の把握が可能となれば、フルコストと定量化されたアウトプット・アウトカムとの比較・分析が可能となり、行政評価等に資するのではないかと考えられる。

ただし、国においては資源配分を行う事業が多く、直接行政サービスを実施している事業が地方公共団体等に比べて限定的であることを踏まえ、行政評価等に資するための当面の対応としては、直接行政サービスを実施している代表的な事業については、各事業の単位当たりコスト情報を提供してはどうか。また、資源配分を行っている代表的な事業については、国から交付された資金が最終的に国民に行き渡るまでの中間コスト（間接経費）についての情報を提供してはどうか。

「国の財務書類」は財務省ホームページに掲載しています。

詳しくはこちらをご覧ください。

https://www.mof.go.jp/budget/report/public_finance_fact_sheet/index.htm